2025 年 4 月 28 日作成

独立行政法人 住宅金融支援機構

【グリーンリフォームローン】のご案内

Web 申込み版

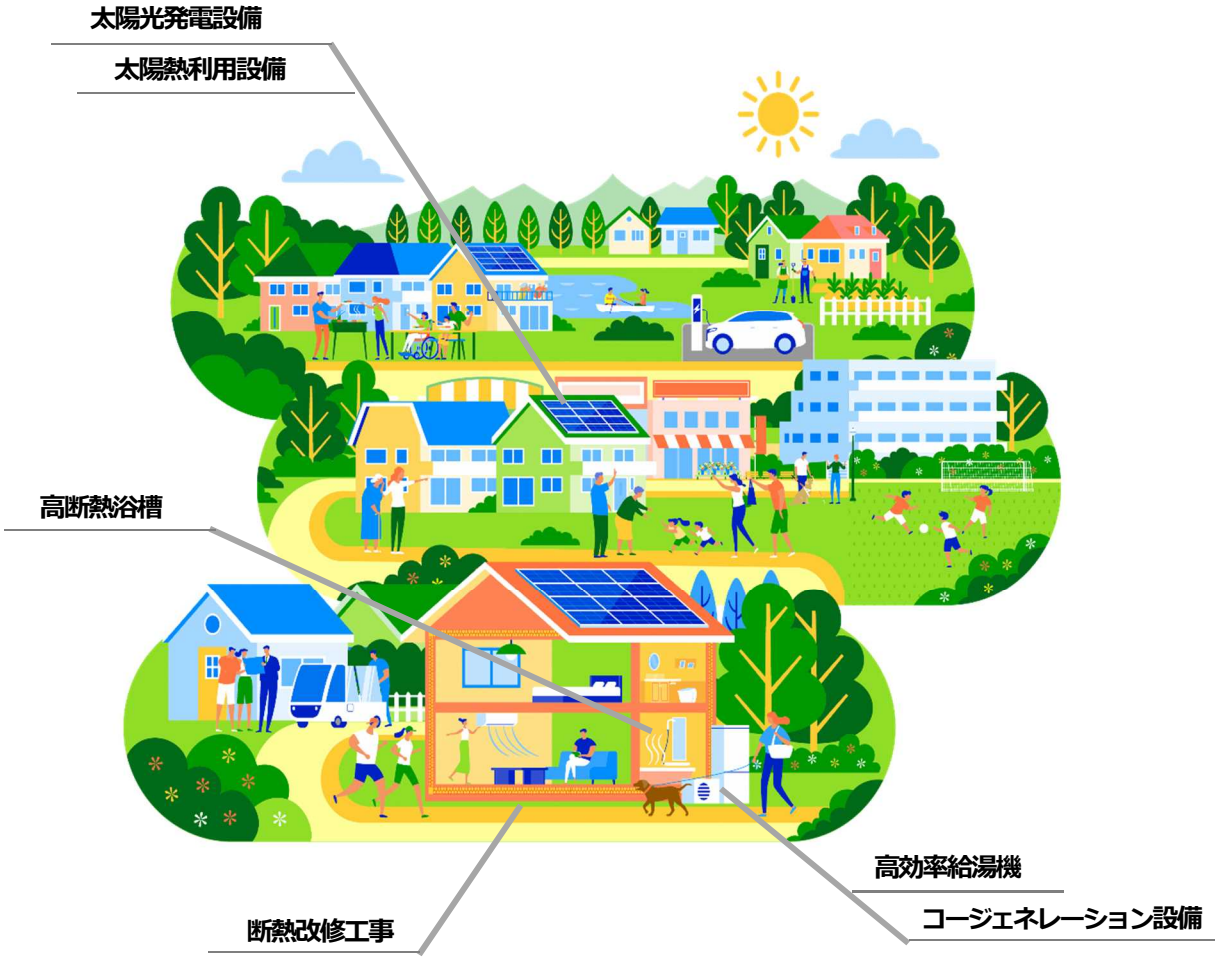

申込みは「Web」という選択

上記二次元バーコードから【グリーンリフォームローン】Web 申込サービスにアクセスいただけます。
https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/grl/grlweb.html

住まいのしあわせを、ともにつくる。
住宅金融支援機構
（旧「住宅金融公庫」）

Web 申込み版

断熱性・省エネ性を高める「省エネリフォーム専用ローン」で
健康で快適な生活を応援します

2050 年までのカーボンニュートラルの実現に向け、住宅の省エネルギー性能の向上を図るため、
2025 年度までの省エネ基準適合義務化といった新築住宅への対応に加え、
既存住宅の省エネリフォームの推進が必要とされています。
省エネリフォームは、暖冷房費等のランニングコストの軽減、ヒートショック防止などの健康で快適な暮らしにもつながります。
住宅金融支援機構は、【グリーンリフォームローン】を通じて、既存住宅の省エネ推進を資金面から支援します。

リフォームに省エネという選択
【グリーンリフォームローン】

● 省エネリフォームのための住宅ローン

「断熱性を高める」、「省エネ設備を導入する」などの一定の基準を満たす省エネリフォームに対するリフォームローン。
金利は全期間固定金利で、無担保・無保証です。

＜省エネリフォームのメリット＞
・エネルギー効率が高く、光熱費の節約が期待できます。
・住まいの寒暖差をなくすことで健康で安心な住生活に
・CO_2 の排出を減らし、環境問題に貢献します。

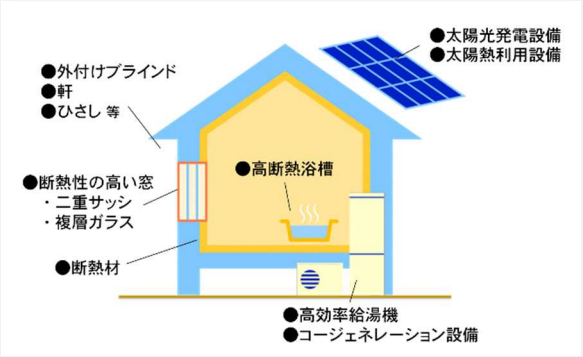

●【グリーンリフォームローン】S は金利引下げ

省エネルギー性能を著しく向上させる ZEH 水準を満たすリフォームの場合は、【グリーンリフォームローン】S として【グリーンリフォームローン】より金利を引き下げます。

→【グリーンリフォームローン】S の基準については、5 ページをご参照ください。
また、基準の詳細については、別冊「【グリーンリフォームローン】技術基準・物件検査のご案内」（機構ホームページにも掲載）も併せてご参照ください。

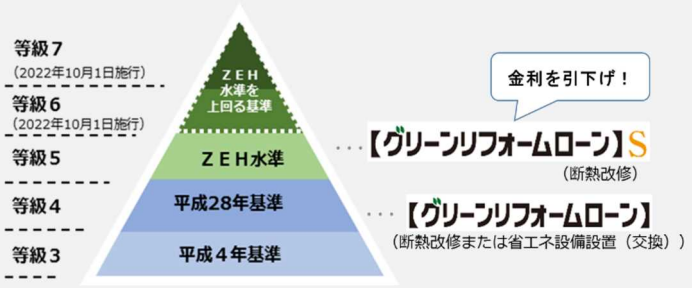

Web 申込み版

目 次

Ⅰ　グリーンWeb 申込サービスのご利用について …… － 1 －

1　グリーンWeb 申込サービスをご利用いただける方 …… － 1 －
2　グリーンWeb 申込サービスでできること …… － 1 －
3　グリーンWeb 申込サービスの窓口 …… － 1 －
4　グリーンWeb 申込サービスの利用時間 …… － 1 －
5　ご利用開始から融資承認までの流れ …… － 2 －
6　電子契約について …… － 2 －

Ⅱ　融 資 制 度 …… － 3 －

1　お申込みの条件 …… － 3 －
2　融資の対象となる工事等 …… － 5 －
3　融資限度額 …… － 8 －
4　返済期間・返済方法 …… － 9 －
5　融資金利 …… － 9 －
6　返済額 …… － 10 －
7　総返済負担率 …… － 10 －

Ⅲ　融 資 手 続 …… － 12 －

1　お申込み先・お申込方法 …… － 13 －
2　融資の決定 …… － 17 －
3　適合証明申請（工事計画内容の確認） …… － 17 －
4　工事着工 …… － 18 －
5　工事完了および工事完了の報告（適合証明書交付） …… － 19 －
6　資金交付申請（適合証明書等の提出） …… － 19 －
7　融資の契約 …… － 20 －
8　資金の受取 …… － 20 －

Ⅳ　その他の事項 …… － 21 －

1　収入合算をすることができる方（収入合算者） …… － 21 －
2　親子リレー返済 …… － 21 －
3　お申込み等ができる外国人の方 …… － 22 －
4　親族が居住する住宅について融資を受ける場合の親族の要件について …… － 22 －
5　融資の要件となる工事 …… － 22 －
6　着工前の工事計画内容確認と工事完了後の現場検査・適合証明書 …… － 22 －
7　適合証明検査機関に関するお問合せ先 …… － 23 －
8　太陽光発電設備から得られる売電収入の取扱いについて …… － 23 －
9　工事内容・金額等が確認できる書類について …… － 24 －
10　所要額に含めることができる諸費用等 …… － 25 －
11　収入情報取得サービスの取扱いについて …… － 26 －
12　団体信用生命保険 …… － 27 －

親族居住に関する申出書 …… － 33 －

給与証明書 …… － 35 －

⚠ご注意　返済方法のタイプと特徴を比較した上でお申込みください

■ 返済方法のタイプと特徴

元利均等返済	元金均等返済
	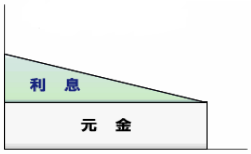
特徴 毎月の返済額（元金＋利息）が一定のため、返済計画が立てやすくなります。 メリット 元金均等返済に比べて、返済開始当初の返済額を少なくすることができます。 デメリット 同じ返済期間の場合、元金均等返済よりも総返済額が多くなります。	特徴 返済額（元金＋利息）は返済が進むにつれ少なくなっていきます。 メリット 元金の減少が早いため、同じ返済期間の場合、元利均等返済よりも総返済額は少なくなります。 デメリット 返済開始当初の返済額が最も多いため、当初の返済負担が大きくなります。

■ 融資金利のタイプと特徴【参考】

住宅ローンの融資金利には、次の３タイプがあります。**【グリーンリフォームローン】の金利タイプは、固定金利タイプ（全期間固定金利型）**です。

固定金利タイプ

全期間固定金利型

借り入れたときの金利が全期間変わらないタイプ

メリット
・借入時に返済期間全体の返済額が確定できる。
・借入後に市場金利が上昇しても返済額は増加しない。

デメリット
・借入後に市場金利が低下しても返済額は減少しない。

変動金利タイプ

変動金利型

金融情勢の変化に伴い、ご返済の途中でも定期的に金利が変動するタイプ

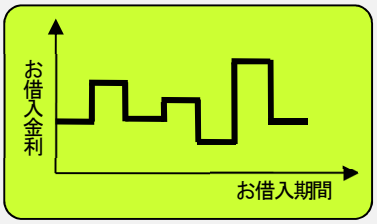

メリット
・借入後に金利が低下すると、返済額が減少する。

デメリット
・借入後に金利が上昇すると、返済額が増加する。
・借入時に将来の返済額が確定しないので返済計画が立てにくい。
・借入後に金利が急上昇した場合、未払利息が発生する場合がある。

変動金利タイプ

固定金利期間選択型

「当初〇年間〇%」等、一定期間に固定金利が適用されるタイプ

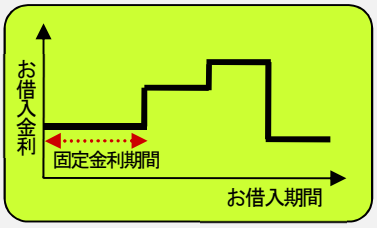

メリット
・固定金利期間中は返済額が確定できる。
・固定金利期間終了後に金利が低下すると返済額が減少する。

デメリット
・固定金利期間終了後に金利が上昇すると返済額が増加する。
・借入時に固定金利期間終了後の返済額が確定しないので返済計画が立てにくい。

グリーンWeb申込サービスのご利用について

1　グリーンWeb申込サービスをご利用いただける方

グリーンWeb申込サービス（【グリーンリフォームローン】Web申込サービスのことをいいます。以下同じです。）は、Web上でお申込手続等ができるサービスで、ご利用に当たっては電子機器等が必要となります。ご利用いただけるか次のとおりご確認ください。

なお、「高齢者向け返済特例」を利用される場合は、Web申込みの対象外です。書面の借入申込書を使用し、郵送でお申し込みください。

お申込人全員※1が、次のすべてに該当する場合にご利用いただけます。

- ☐　それぞれが自身のメールアドレスを持っている。
- ☐　それぞれがスマートフォンまたはカメラ機能付きタブレットのいずれかを持っている※2。
- ☐　次のいずれかの写真付きの本人確認書類を持っている※3。

●マイナンバーカード　●運転免許証　●運転経歴証明書
●住民基本台帳カード　●在留カード　●特別永住者証明書

※1　お申込人全員とは、申込本人および連帯債務者のことです。なお、連帯債務者が４名以上いる場合は、Web申込サービスをご利用いただけません。
※2　パソコンにて契約を行う際は、本人確認認証のために別途スマートフォン等が必要になります。
※3　確認書類の写真部分が不鮮明など、場合によっては取扱金融機関にて確認が必要となる場合があります。

次の場合には、該当される方の本人確認を取扱金融機関で実施した場合にご利用いただけます。

- ☐　パソコンのみを持っている。（スマートフォンまたはカメラ機能付きのタブレットを持っていない。）
- ☐　上記の写真付きの本人確認書類を持っていない。

2　グリーンWeb申込サービスでできること

●借入申込み
●申込内容の変更
●資金交付申請（適合証明書等の提出）
●契約手続（電子契約）
●メッセージ機能を使った機構担当者との連絡
●本人確認（eKYC※）
●マイナポータル連携での収入情報取得

※　オンライン上での認証のみで本人確認を完結する仕組みのことをいいます。

(注) Web申込みの場合であっても、提出書類の原本確認の手続は、お客さまが希望された住宅金融支援機構融資取扱金融機関で行います。

3　グリーンWeb申込サービスの窓口

●借入申込み前
住宅金融支援機構　お客さまコールセンター
０１２０－０８６０－３５　（通話無料）
※　国際電話等でご利用いただけない場合は、＜ＴＥＬ　048-615-0420　＞におかけください（通話料金がかかります。）
※　電話相談は、土曜日および日曜日も実施します（受付時間：9:00～17:00）（祝日および年末年始を除きます。）。

●借入申込み後
住宅金融支援機構　Web受付担当
０３－５８００－８１７０　（通話料金がかかります。）
受付時間：平日9:00～17:00

4　グリーンWeb申込サービスの利用時間

午前６時から翌日午前２時まで

5　ご利用開始から融資承認までの流れ

※1　オンライン上での認証のみで本人確認を完結する仕組みです。
※2　スマートフォンまたはカメラ付きタブレットをお持ちでない方は、取扱金融機関窓口において、本人確認を実施しますので、改めてご案内いたします。

6　電子契約について

●収入印紙の貼付が不要のため、印紙代がかかりません。また、電子契約サービスの利用に係る手数料は無料です。
●オンラインで契約が完了します。
●契約書類への署名、捺印は必要ありません。
●契約手続を行う URL をメールで受け取り、アカウントを発行することで、スマートフォン※1だけで契約を締結できます。
●24 時間いつでも※2、どこでも契約手続が可能です。

※1　パソコン、タブレットでもご利用いただけます。
※2　機構があらかじめお知らせした契約手続可能期間内に完了させる必要があります。

ご利用の流れ

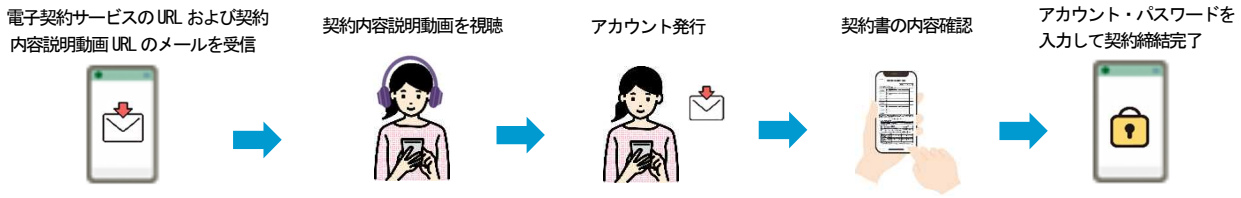

Ⅱ 融 資 制 度

1　お申込みの条件

（1）お申込みいただける方　･･･次の①から④までの全てに当てはまることが必要です。

	内容
①	次のいずれかの住宅に機構が定める省エネリフォーム工事※を行う方 ● 自ら居住する住宅 ● セカンドハウス ● 親族が居住する住宅 ※　工事の内容は5 ページをご参照ください。
②	借入申込時の年齢が**満79歳未満**の方 ※　借入申込時の年齢が満 79 歳以上の方でも、親子リレー返済を利用される場合は、お申込みいただけます。→21 ページ参照
③	年収に占める全てのお借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が次の基準を満たしている方 ● 総返済負担率 年収 / 400 万円未満 / 400 万円以上 総返済負担率 / 30%以下 / 35%以下 ※　詳しくは、10 ページをご覧ください。 ※　申込本人の収入だけでは総返済負担率の基準を満たさない場合等は、申込本人と同居する者または融資住宅に居住する者の収入を合算できますが、一定の要件があります。→21 ページ参照
④	日本国籍の方・永住許可等を受けている外国人の方 ※　詳しくは、22ページをご覧ください。 ※　外国人の方が連帯債務者となる場合は、当該外国人の方も永住許可等が必要です。

（2）融資を受けることができる住宅

① 自ら居住する住宅またはセカンドハウスについて省エネリフォーム工事を行う場合
次のいずれかの方が所有または共有している住宅
ア　申込本人
イ　申込本人の配偶者等（配偶者、内縁関係にある方、婚約関係にある方または同性パートナーの関係にある方をいいます。）
ウ　申込本人の親族＊
エ　申込本人の配偶者の親族＊
＊　親族とは、申込本人の配偶者、６親等内の血族及び３親等内の姻族をいいます。
※　アからエまでの方以外の方が所有または共有する住宅の場合は、ご利用いただけません。

② 親族が居住する住宅について省エネリフォーム工事を行う場合
次のいずれかの方が所有または共有している住宅
ア　リフォーム後の住宅に入居する「親」または「子」
イ　リフォーム後の住宅に入居する「親」または「子」の配偶者
ウ　申込本人またはその配偶者
エ　アからウまでの方の親族＊

※　床面積の制限はありません。
※　既に工事を終えている住宅や住宅部分がない建物は融資の対象になりません。

＊親族とは申込本人の配偶者、６親等内の血族および３親等内の姻族（次図）です。

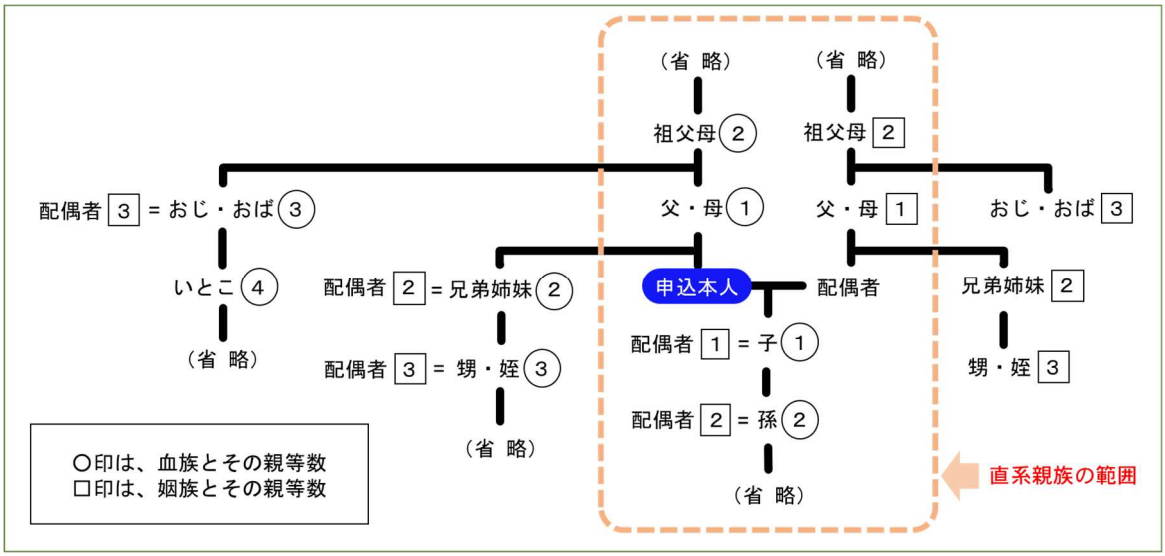

（３）抵当権・火災保険・保証人・融資手数料

	内容
抵当権	抵当権の設定は必要ありません。
火災保険	必要ありません。
保証人	必要ありません。
融資手数料	必要ありません。

ご 注 意 ！

- お申込時に上記の各条件を満たしている場合であっても、審査の結果、融資をお断りする場合や融資額を減額する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 反社会的勢力である者からの借入申込みは、一切お断りします。また、後日、反社会的勢力であることが判明した場合は、直ちに手続を中止し、ご融資はいたしません。お借入後に反社会的勢力であることが判明した場合は、融資金の残金全額を、一括して繰上返済していただきます。

個人信用情報の利用について

お申込みに当たり、申込本人および連帯債務者の個人信用情報が機構の加盟する個人信用情報機関または同機関と提携する個人信用情報機関に登録されている場合は、その個人信用情報を機構の融資審査に利用します。また、融資に当たり、融資内容を機構が加盟する個人信用情報機関に登録します。

2　融資の対象となる工事等

【グリーンリフォームローン】をご利用いただくためには、実施する工事が希望する融資メニューに適合することをあらかじめ確認していただきます。
着工前に適合証明検査機関（詳細は23ページを参照）に適合証明の申請を行い、工事計画内容について適合証明検査機関からヒアリングを受けてください。

■ 融資対象工事・費用の考え方［概要］

A 省エネリフォーム工事［要件工事］ 必須	B 省エネリフォーム工事［要件工事以外の工事］ 任意	C その他工事 任意
融資を利用するために必須となる工事 （(1)または(2)のいずれかの実施） (1)【グリーンリフォームローン】の対象工事 （①または②のいずれかの実施） ① 断熱改修工事 ② 省エネ設備設置（交換）工事 (2)【グリーンリフォームローン】Sの対象工事 住宅内の一の区画をZEH水準とする断熱改修工事	要件工事以外の省エネリフォーム工事 （例）・節湯水栓 ・暖冷房設備 ・熱交換換気設備 ・LED照明 ・蓄電池（発電設備と連携するもの） ・節水型トイレ ・太陽光発電設備、太陽熱利用設備の設置に伴う耐震補強工事	省エネリフォーム工事以外の改修工事 （例）・キッチンの取替 ・洗面所の交換 ・手すりの設置 ・段差解消工事 ・間取りの変更 ・クロスの貼り替え ・外壁塗装 ・シャッターの取り付け工事 ・外構工事（塀の設置、植樹・造園）

＝
融資対象工事

※　工事に伴い発生する付随工事費や諸経費は、融資対象工事費に含めることができます。この場合、上記A、B、Cの工事区分ごとに、それぞれの付随工事費・諸経費として計上します。

（例）・断熱材の交換に伴う壁材・壁紙の交換工事　→　Aに計上
・交換する暖冷房設備の運搬費　→　Bに計上

※　Cの工事費はAとBの合計額までが融資対象です。

※　工事を実施するに当たり、各種申請や融資に伴い発生する諸費用も融資対象に含めることができます。（8、25ページ参照）

A　省エネリフォーム工事［要件工事］

（1）【グリーンリフォームローン】の必須工事【要件工事】

次の①または②の**いずれか**の工事を実施することが必要です。

①　断熱改修工事

必要となる工事 （次の**アまたはイ**に該当する工事）	工事の要件 ※1
ア　外気に接する**開口部（窓・ドア）の工事**（一箇所以上）	工事後の工事箇所が**省エネ基準（仕様基準）**※2を満たす工事
イ　外気に接する壁、天井、屋根または床のいずれかの部位に対する**断熱材の工事**（部位の一部でも可）	次のいずれかに当てはまること ・工事後の工事箇所が**省エネ基準（仕様基準）**※2を満たす工事 ・工事箇所に対して**一定量以上の断熱材**※3を設置または交換する工事

※1　上表のアまたはイの工事を行い、工事後の住宅全体の外皮性能が省エネ基準*を満たす工事を行う場合も対象となります。
*建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第2号イで定める基準

※2　住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）の1で定める基準

※3　断熱材の使用量に関する基準の詳細は、「【グリーンリフォームローン】技術基準・物件検査のご案内」にてご確認いただけます。

② 省エネ設備設置（交換）工事

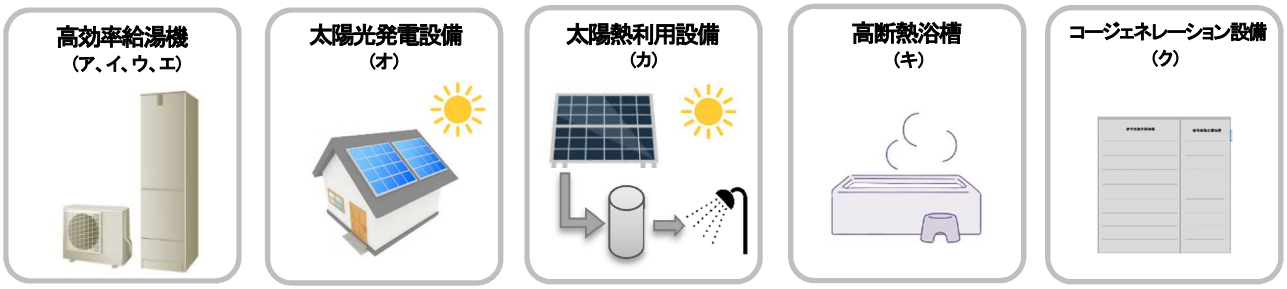

対象設備 （次のアからクまでのいずれかに該当する設備）	性能に関する基準
高効率給湯機	アからエまでのいずれかの設置又は交換
ア　電気ヒートポンプ給湯機（エコキュート）	
イ　潜熱回収型ガス給湯機（エコジョーズ）	
ウ　潜熱回収型石油給湯機（エコフィール）	
エ　ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機）	
オ　太陽光発電設備※	太陽電池アレイのシステム容量が１kW（JIS 等に基づく測定・記載による）以上のもの ＊ 全量売電の場合は対象外です。
カ　太陽熱利用設備※	子育てグリーン住宅支援事業、子育てエコホーム支援事業で対象としている設備 ＊ 上記以外のものでも次の設備は対象となります。 ・JIS A 4111（太陽熱温水器）に規定される自然循環形太陽熱温水器でエネルギー消費性能計算プログラム（https://house.app.lowenergy.jp/）で評価できるもの
キ　高断熱浴槽※	子育てグリーン住宅支援事業、子育てエコホーム支援事業で対象としている設備 ・JIS A 5532（浴槽）に規定される「高断熱浴槽」と定義された浴槽の性能を満たすもの
ク　コージェネレーション設備※（エネファーム）	温熱・省エネ設備機器等ポータルサイト（住宅版）に掲載されている設備

※　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項等（平成 28 年国土交通省告示第 265 号）に定める計算方法において、設計一次エネルギー消費量の削減に寄与する設備（エネルギー消費性能計算プログラム（https://house.app.lowenergy.jp/）で評価できる設備）は対象となります。

■太陽熱利用設備・高断熱浴槽の対象設備はこちら

子育てグリーン住宅支援事業
（国土交通省ホームページ）

https://kosodate-green.mlit.go.jp/reform/

■コージェネレーション設備の対象設備はこちら

温熱・省エネ設備機器等ポータルサイト（住宅版）
（一般社団法人　住宅性能評価・表示協会ホームページ）

https://shoenekikiportal.hyoukakyoukai.or.jp/#/cogenerations

（２） 【グリーンリフォームローン】S の必須工事【要件工事】

次表の断熱改修工事を実施することが必要です。

■ 住宅内の一の区画※1をＺＥＨ水準（仕様基準）※3とする断熱改修工事

必要となる工事 （次のア**および**イに該当する工事）	工事後の要件※2
ア　区画内の外気に接する**開口部（窓・ドア等）の工事**（一箇所以上）	次の全ての外皮性能がＺＥＨ水準（仕様基準）※3を満たすこと。 ・区画内の外気に接する**全ての開口部** ・工事箇所の**部位**（区画内の外気に接する壁、天井、屋根または床）の**全体** ▼必要な工事イメージ（壁の断熱の場合） 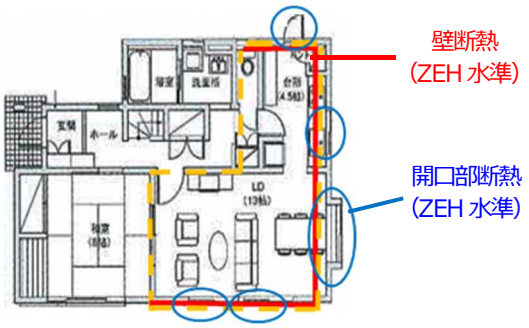
イ　区画内の外気に接する壁、天井、屋根または床のいずれかの部位に対する**断熱材の工事**（部位の一部でも可）	

※1　区画とは、住宅内の一以上の居室を含む区画（壁、床、天井、窓、ドア等で区切られた空間）をいいます。

※2　上表のアまたはイの工事を行い、工事後の住宅全体の外皮性能がＺＥＨ水準*を満たす工事を行う場合も対象となります。

＊建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 10 条第２号イで定める基準

※3　住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和４年国土交通省告示第 1106 号）の１の(2)のイまたはロおよび(3)に定める基準

B 省エネリフォーム工事［要件工事以外の工事］

Aの工事を実施する場合に融資対象となる工事【要件工事以外の工事】

※Bの工事単独では融資の対象になりません。

●省エネリフォーム工事［要件工事以外の工事］

Aの要件工事以外で、省エネリフォームに係る工事をいいます。

例１）断熱改修工事および省エネ設備設置（交換）工事（要件工事の基準に該当しないもの）

例２）節湯水栓、暖冷房設備、熱交換換気設備、ＬＥＤ照明、蓄電池（発電設備と連携するものに限ります※。）、節水型トイレ等の設置または交換

例３）耐震補強工事（断熱改修工事、太陽光発電設備設置工事または太陽熱利用設備設置工事のいずれかと併せて行う、設備の設置による重量に建物が耐えることを目的に耐震性能を向上させる工事）

C その他のリフォーム工事

Aの省エネリフォーム工事と併せて行うその他のリフォーム工事も融資の対象とすることができます。

【その他のリフォーム工事の例】

●キッチンの取替　●洗面所の交換　●手すりの設置　●段差解消工事　●間取り変更　●クロスの貼り替え
●外壁塗装　●シャッターの取り付け工事　●外構工事（塀の設置、自転車置き場の設置、植樹・造園工事）

D 諸費用

A及びBの省エネリフォーム工事並びにCのその他のリフォーム工事に付随して発生する費用（お客さまの負担分に限ります。）については、請負契約書に当該費用が含まれていない場合であっても、各費用が生じたことを確認できる書類をご提出いただくことにより、融資対象に含めることができます。
詳細は、25 ページをご参照ください。

3 融資限度額

内容
次の（１）から（３）までのいずれか低い額（10万円以上、１万円単位） （１）500万円 （２）省エネリフォーム工事費の２倍※1 ※2の額 （３）リフォーム工事費 ※2 ※3 ※4 ※5の総額

※１　省エネリフォーム工事以外のその他のリフォーム工事の融資額の上限は、省エネリフォーム工事に係る工事費の金額までです。
※２　印紙代、物件検査手数料等のリフォームに付随する諸費用（お客さまの負担分）については、当該費用が発生したことがわかる書類をご提出いただくことにより、融資の対象となります。詳しくは、25ページをご覧ください。
※３　リフォーム工事費とは、請負契約書に記載された金額（消費税を含みます。）をいいます。
※４　非住宅部分の工事は対象外となります。
※５　国、地方公共団体等からリフォーム工事に対する補助金を受けられる方は、リフォーム工事費全体から補助金交付額を差し引いてください。

ご 注 意 ！

- 審査の結果によっては、融資をお断りする場合や融資額を減額する場合がありますのであらかじめご了承ください。
- 国、地方公共団体等からリフォーム工事に対する補助金を受けられる場合は、リフォーム工事費から補助金額を差し引いて融資額を算出します。
- 既に【グリーンリフォームローン】を利用し返済中の方（連帯債務者を含みます。）が借入申込みされる場合の融資限度額は、借入申込日現在における当該融資の借入残高と合わせて500万円までとなります。

■ 工事費の構成と融資限度額の考え方（例）

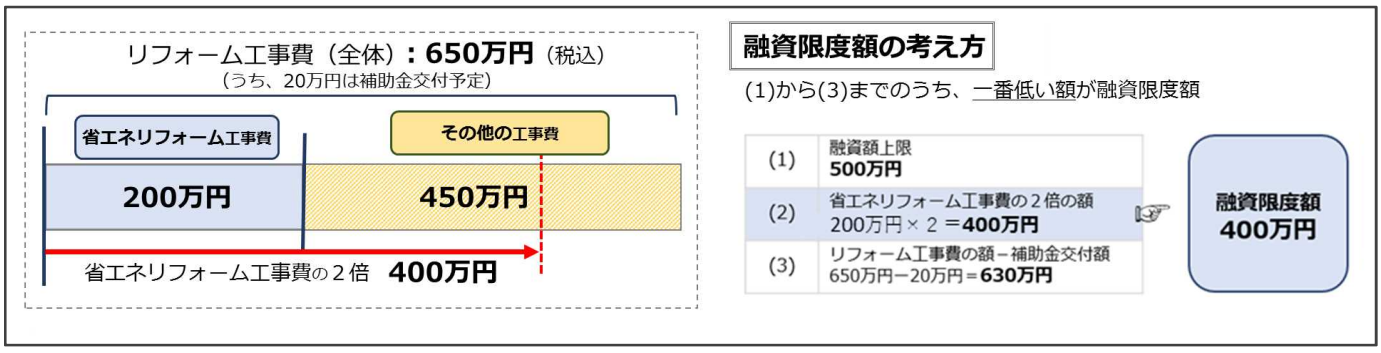

４　返済期間・返済方法

	内容
返済期間	次の（１）または（２）のいずれか短い年数の範囲内（１年単位） （１）１０年 （２）年齢による最長返済期間 「80 歳」－「申込本人または収入合算者のうちいずれか年齢が高い方の借入申込時の年齢（１歳未満切上げ）※ ※ 収入合算をする場合で、収入合算を希望する金額が収入合算者の収入の５割を超える場合のみ （注）親子リレー返済（21 ページ参照）を利用される場合は、 「80 歳」－「後継者の申込時の年齢（１歳未満切上げ）となります。
返済方法	元金均等毎月払いまたは元利均等毎月払いのいずれかを選択してください。６か月ごとのボーナス払いも併用できます。 ※ ボーナス払い分は、融資額の10分の４以内（１万円単位）となります。

５　融資金利

・**借入申込時の金利**が適用される**全期間固定金利型**です。（注）

・原則として毎月見直します。最新の融資金利は、機構ホームページの「金利情報」をご覧いただくか、機構お客さまコールセンターにお問合せください。

内容
【グリーンリフォームローン】Ｓの適用有無および加入する団体信用生命保険の種類(*1)(*2)に応じて融資金利が異なります。 (*1) 団体信用生命保険の種類には、新機構団信、新機構団信（デュエット（ペア連生団信））および新３大疾病付機構団信があります。 詳しくは、27 ページ「団体信用生命保険」をご覧ください。 (*2) 健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合も、当融資をご利用いただけます。

（注）**申込受理日時点の金利が適用**となります。

Web 申込みの場合は、申込本人及び連帯債務者が、ユーザーID の本登録後にログイン後、「個人情報の取扱いに関する同意」及び「商品概要説明書の確認」を実施し、かつ、借入申込が確定した時点の日付を申込受理日とします。

ご 注 意 ！

- 申込確定時にはエラーチェックを行い、エラーの解消後に、申込確定となります。月末に当月内のお申込みを希望される場合は、エラー解消のための再入力等の時間を考慮して申込内容の入力を行ってください。
- 借入申込後に、加入する団体信用生命保険の種類等を変更する場合は、適用となる融資金利も変更となります。融資金利の変更により、毎月の返済額が増加する場合は、変更のお申出時点の状況に基づき、改めて審査をさせていただきます。審査の結果、融資を受けられなくなる場合や融資額が減額される場合がありますので、加入する団体信用生命保険の種類等については、借入申込前に十分ご検討ください。

6　返済額

■ **毎月の返済額の計算式（めやす）**

【元利均等返済の場合】

借入希望額（万円）	÷ 100 ×	100 万円当たりの返済額（円）※	＝	返済額（円）〈1 円未満切捨て〉

※「【グリーンリフォームローン】金利のお知らせ」の「100 万円当たりの返済額（めやす）」をご参照ください。

【元金均等返済の場合（初回返済額）】

元金返済額（円）［借入希望額÷（返済期間(年)×12)］〈1 円未満切捨て〉	＋	初回分の利息返済額（円）［借入希望額×融資金利÷12］〈1 円未満切捨て〉	＝	初回返済額（円）

7　総返済負担率

（1）総返済負担率は、次表の基準以内であることが必要です。

年収（注）	400 万円未満	400 万円以上
総返済負担率	**30%以下**	**35%以下**

（注）給与収入のみの方の場合は借入申込年の前年の給与収入金額、給与収入のみ以外の方の場合は借入申込年の前年の所得金額をいいます。

（2）総返済負担率は、次の算式により計算します（小数点第２位以下切捨て）。

$$\text{総返済負担率（\%）} = \frac{\left(\text{今回のリフォームに係る借入金の年間返済額の 1/12}\right) + \left(\text{今回のリフォームに係る借入金以外の借入金の年間返済額の 1/12}\right)}{\text{（申込本人の年収＋収入合算者の年収のうち実際に合算する金額）の 1/12}} \times 100$$

（3）総返済負担率を計算する際に必要な「年間返済額」は、申込本人または収入合算者が借入名義人（債務者）となる全ての借入金を対象に算出します。申込本人または収入合算者に支払義務のある家賃・地代も借入金に含みます（下表を参照）。

借入金の種類		年間返済額	借入申込書等への記入方法
今回のリフォームに係る借入金	【機構借入金】	・元利均等返済の場合は、適用金利による年間返済額 ・元金均等返済の場合は、第１回目返済額×12 ・ボーナス併用払いの場合は、ボーナス払いを併用しないものとして計算	・借入申込書の「資金計画」欄の「年間返済額の 1/12」欄に、左の各借入金の年間返済額の 1/12 をご記入ください。
	【その他の借入金】 〇民間金融機関 〇勤務先 〇親・親戚・知人	年間返済額	
今回のリフォームに係る借入金以外の借入金	〇リフォームに必要な諸費用の借入金 〇自動車ローン（事業用を除きます。） 〇教育ローン 〇カードローン（事業用を除きます。） 〇住宅ローン※１ 〇賃貸住宅に係るローン※２ 〇その他ローン（事業用を除きます。） 〇分割により商品を購入した場合の購入代金（事業用を除きます。）※３	毎月返済額×12 ＋ ボーナス返済額×2	・左に該当する借入金や家賃・地代がある場合は、申込内容確認書の「1　個人の借入等」の「（1）月払いのお借入」欄または「（2）クレジットカードによるお借入」欄にその借入金や家賃・地代をご記入の上、「2　個人の借入金等の合計」欄をご記入ください。 ・「2　個人の借入金等の合計」欄の「年間返済額の 1/12 の合計」を借入申込書の左下 Ⓑ 欄にご記入ください。

借入金の種類		年間返済額	借入申込書等への記入方法
	〇家賃 **〇地代** ・今回のリフォームに係る借入金の資金実行後も継続して支払う家賃･地代が対象になります。	**毎月の家賃・地代×12**	・自動車ローン、教育ローン、カードローン、住宅ローン、賃貸住宅に係るローン、その他ローンおよび分割代金は、申込日現在返済中のものは借入金に含みます。 ・融資の契約時までに最終返済日が到来する借入金または融資の契約時までに完済する旨の申出がある借入金（融資の契約時までに完済証明書等で返済が終了したことを確認できる場合に限ります。）については、総返済負担率の算定に当たって返済額に含めないことができます。

※1　住宅を売却し、その売却代金により住宅ローンを完済できることが①および②の書類により確認できる場合は、当該ローンの返済額は総返済負担率の算定に含めないこととします。
なお、当該書類は、融資のご契約時までにご提出いただきます。
① 住宅ローンの借入残高が分かる書類（例：残高証明書など）
② 住宅の売却（予定）額が分かる書類（例：売買契約書、媒介契約書など）
(注) 住宅の売却（予定）額により住宅ローンを完済できない場合は、不足分の完済原資に関する書類（預金通帳、金融機関からの借入承認通知書など）をご提出いただきます。

※2　アパート（1棟の共同住宅または寄宿舎）向けのローンであることが建物の登記事項証明書により確認できる場合は、総返済負担率の算定に当たって返済額に含めないことができます。

※3　携帯電話端末の割賦購入に係る分割代金は総返済負担率の算定に含める必要はありません。

Ⅲ 融 資 手 続

お申込みから資金の受取までの流れ

融資の手続

機構

- Web 融 資 の 借 入 申 込 み → 13 ページ参照
- Web 融 資 の 決 定 → 17 ページ参照
- Web 資 金 交 付 申 請 （適 合 証 明 書 の 提 出） → 19 ページ参照
- Web 融 資 の 契 約 → 20 ページ参照

取扱金融機関

- 資 金 の 受 取 （注３） → 20 ページ参照

適合証明の手続*

適合証明検査機関

- 事 前 確 認 → 検査内容と検査費用（支払時期を含む）について、適合証明検査機関に事前にご確認ください。 ［確認］
- 適 合 証 明 申 請 （注１） → 17 ページ参照 ［申請］
- 工事計画内容の確認の報告 → 17 ページ参照 ［報告］
- 工事着工（融資決定後） → 18 ページ参照
- 工 事 完 了 → 19 ページ参照 ［報告］
- 現 場 検 査 → 19 ページ参照 ［検査］
- 適 合 証 明 書 の 交 付 （注２） → 19 ページ参照 ［交付］

⚠ 適合証明の手続には所定の手数料がかかり、手数料はお客さまの負担となります。手数料は各適合証明検査機関により異なります。手数料の目安は、別紙「適合証明検査機関一覧」または下の二次元バーコードよりご確認いただけます。

(www.jhf.go.jp/files/400362905.pdf)

ご 注 意 ！

（注１）借入申込みと適合証明申請の順序は問いません。なお、適合証明申請をされますと、融資の結果が不承認の場合や辞退される場合でも、検査費用がかかります。

（注２）【グリーンリフォームローン】をご利用いただくためには、実施する工事が希望する融資メニューに適合することを、あらかじめ適合証明検査機関に確認していただきます。着工前に適合証明検査機関に適合証明の申請を行い、工事計画内容について事前ヒアリングを受けてください。→ 17 ページ参照

（注３）資金の受取は、融資の契約から２～３週間（工事完了（資金交付申請）から２か月）程度かかります。
※取扱金融機関により異なる場合があります。

＊ 機構と協定を締結したリフォーム事業者団体等が、当該団体の会員企業が実施するリフォーム工事の内容及び実施を確認した住宅（工事内容確認住宅）は、適合証明検査機関による物件検査を省略できます（リフォーム工事内容が一定の要件を満たす場合に限ります。）。
詳しくは、機構ホームページ（https://www.jhf.go.jp/loan/kijyun/kensetsu_reform_kensa.html）をご確認ください。

注意 所定の手続を行っていただけない場合は、お申込みの受付または融資の決定を取り消すことがあります。

1　お申込み先・お申込方法

スマートフォン等でグリーンWeb申込サービスにアクセスし、お申込みいただきます。

グリーンWeb申込サービスでは、借入申込みから金銭消費貸借契約まで各種お手続をWeb上で行うことができます。

※　右記二次元バーコードからグリーンWeb申込サービスにアクセスいただけます。

※　提出書類の原本確認の手続のために、お客さまがご希望された住宅金融支援機構融資取扱金融機関窓口へのご来店が必要です。

※　ご返済等の手続は、お客さまが希望された住宅金融支援機構融資取扱金融機関で行います。

※　機構（旧住宅金融公庫）融資または【フラット３５】（買取型）をご返済中の場合は、現在ご返済中の取扱金融機関を今回の契約手続等を行う取扱金融機関としてお申込みいただきます。なお、現在ご返済中の取扱金融機関が【グリーンリフォームローン】の住宅金融支援機構業務取扱金融機関ではない場合は、現在ご返済中の取扱金融機関ではなくお近くの住宅金融支援機構業務取扱金融機関を取扱金融機関としてお申込みください。

※　【グリーンリフォームローン】の住宅金融支援機構業務取扱金融機関は、機構ホームページ（www.jhf.go.jp）または機構お客さまコールセンターで確認してください。

※　提出書類の原本確認等の手続のためにご来店する金融機関とご返済する口座の金融機関は同一の金融機関としていただきます。

ご注意！

- 機構（旧住宅金融公庫）融資または【フラット３５】（買取型）をご返済中の場合は、資金使途によってはご返済中の融資を完済していただく必要がある場合があります。
- 次の場合は融資をお断りします。
  - 申込内容もしくは提出書類に虚偽の記載があった場合または提出書類が真正なものではなかった場合
  - 申込内容または提出書類の記載内容に変更が生じた場合で、その届出がなかったとき。
- お申込みの日から６か月を経過する日の属する月の末日までは、お申込みのやり直し（辞退等の後の再度申込み）はできません。
- 提出された書類は、原則としてお返しできません。

提出書類

次の表の書類（各１通）をご提出いただきます。グリーンWeb申込サービスにて、画像ファイル等の電子ファイルをアップロードしてください。

●審査上、次の表以外の書類（収入、建設費、他の借入金、手持金等に関する書類等）の提出（提示）をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

●書類の原本は後日、取扱金融機関の窓口にて提示していただき、原本の確認をさせていただきます（原本を提示していただく書類については、取扱金融機関にご来店いただく前に機構から連絡いたします。）。

●提出された書類は原則としてお返しできませんので、ご了承ください。

※　次の表中で使用する「申込年の前年」とは、申込年が令和７年の場合は、令和６年１月１日から同年12月31日までのことをいいます。

※　各書式は、機構ホームページでも入手可能です。

※　書類名に★が付いている書類は、原本提示が必要です。

■ 全ての方にご提出いただく書類（各１部）

	書　類　名	入手先
①	次のアからオのいずれかの書類 ア　運転免許証（平成24年４月１日以後に発行された運転経歴証明書を含みます。） イ　パスポート（住所の記載がされたもの） ウ　マイナンバーカード エ　住民基本台帳カード（氏名・住所・生年月日が記載されたもの） オ　健康保険証 ※　申込本人および連帯債務者のそれぞれの方の分が必要です。 ※　パスポートは、令和２年２月４日以降に申請されたものは、所持人記入欄が存在しないため、使用できません。 ※　マイナンバーカードは、マイナンバー（個人番号）が記載された裏面は必要ありません。 ※　健康保険証は、保険者番号および被保険者等記号・番号・二次元コードが記載された部分を黒く塗りつぶしてください。 ※「収入情報取得サービスより取得した収入証明書」もお申込時の本人確認資料とすることができます。	申込人
②	建物の登記事項証明書（全部事項証明書）（申込日前２か月以内に発行されたもの） ※　登記情報サービスにより取得したものでも構いません。	法務局

	書　類　名	入手先
③ ★	申込本人の収入および納税に関する公的証明書（申込年の前年分（１月～12 月分））　（注１）（注２）	
	【給与収入のみの方】	
	アまたはイの書類 ア　次のａまたはｂのいずれかの書類 ａ　住民税課税証明書または住民税納税通知書 （支払給与の総額の記載のあるもの）（注３） ｂ　収入情報取得サービスより取得した収入証明書（*） ＊収入情報取得サービスについては 26 ページをご参照ください。	市区町村
	イ　特別徴収税額の通知書（支払給与の総額の記載のあるもの）（注３） ※　毎年５月～６月頃に市区町村から勤務先を通して交付されます。再発行はされませんのでご注意ください。	勤務先
	【給与収入のみ以外の方】	
	アまたはイの書類 ア　次のａからｃまでの全ての書類 ａ　納税証明書（その２・所得金額用） ｂ　納税証明書（その１・納税額用） ｃ　確定申告書（写）	税務署 （ａおよびｂについては、電子納税証明書の提出も可）
	イ　次のａおよびｂの証明書 ａ　次の(a)または(b)のいずれかの書類 (a)　住民税課税証明書または住民税納税通知書 （所得金額の記載のあるもの）（注４） (b)　収入情報取得サービスより取得した収入証明書（*） ＊収入情報取得サービスについては 26 ページをご参照ください。 ｂ　住民税納税証明書（納税額の記載のあるもの）（注５） ※　ａの証明書の「特別徴収税額」等の欄に金額の記載がある、またはａの証明書に「特別徴収中」である旨の表示がある等、住民税の総額を特別徴収されていることがわかる場合は、ｂの証明書の提出は不要です。	市区町村
	公的年金収入のある方 公的年金等の種類および受給額の内容が確認できる書類（注６） （例示 1）「公的年金収入」と記載されている住民税課税証明書（注７） （例示 2）収入情報取得サービスより取得した収入証明書（注７）（*） ＊収入情報取得サービスについては 26 ページをご参照ください。 （例示 3）公的年金等の源泉徴収票 （例示 4）納税証明書（所得金額用）及び確定申告書（写） ※　非課税の年金（遺族年金、障害者年金等）を受給している場合は、（例示 1）の書類で確認ができないことがあります。詳しくは、機構お客さまコールセンターにお問合せください。	市区町村等
④ ★	【工事請負契約を締結している場合】 工事請負契約書 【工事請負契約を締結していない場合】（注８） 工事内容・金額等が確認できる書類（工事発注書、見積書等） いずれの書類においても、次の（１）および（２）の内容を満たしていること。 （１）省エネリフォーム工事費の内訳が確認できること （２）省エネリフォーム工事に該当する項目に〇印が付けられていること ※　当該書類のイメージについては、24ページをご参照ください。 ・融資承認後に工事内容・金額に変更が生じた場合は、変更後の工事請負契約書等（写）に〇印を付けたものを取扱金融機関にご提出いただきます。 ・お申込時に工事請負契約書を提出していただけない場合は、金銭消費貸借契約時までに工事請負契約書（写）を原本提示の上、取扱金融機関にご提出ください。その際、ご用意出来次第、なるべくお早めにご提出ください。 ・植樹・造園工事を行う場合は、その工事内容・金額等の内訳が明確に区分されたものをご提出ください。	申込本人

	書　類　名	入手先
⑤	【団体信用生命保険に加入する場合】 団信Web申込サービスでの加入手続となります。 ※　借入申込後、２営業日以内に団信Web申込サービスよりユーザーIDのお知らせ等がメールで送信されます。メールに記載のログインページより加入手続を行ってください。 ※　新３大疾病付機構団信に加入する場合で借入金額等が5,000万円を超えるときは、所定の健康診断結果証明書を団信Web申込サービス内でアップロードしてください。（27ページをご確認ください。）。 なお、健康診断結果証明書の書式は、機構ホームページの新機構団体信用生命保険制度のご案内（ご加入の手続・ご注意点）からダウンロードして使用してください。	申込本人 健康診断結果証明書の書式は機構ホームページで入手できます。

（注１）１～５月頃にお申込みされる場合で、申込年の前年分の収入証明書の交付が受けられないときの取扱い

・給与収入のみの方 ・公的年金収入のある方	申込年の前年分の源泉徴収票をお申込時にご提出いただき、その源泉徴収票に記載された収入の金額により申込年の前年分の収入を確認します。申込年の前年分の収入証明書の交付が受けられる時期になりましたら、申込年の前年分の収入証明書をご提出ください。
・給与収入のみ以外の方	申込年の前年分の確定申告書をお申込時にご提出いただき、その確定申告書に記載された所得金額により申込年の前年分の所得を確認します。申込年の前年分の収入証明書の交付が受けられる時期になりましたら、申込年の前年分の収入証明書をご提出ください。

※ いずれの場合も資金の受取は、申込年の前年分の収入証明書の提出後になりますので、ご注意ください。

（注２）農林漁業従事者の場合は、収入証明書について上記と異なる取扱いができる場合があります。
（注３）市区町村の発行した証明書で、支払給与の総額の記載があるものであれば、他の名称の証明書であってもご利用いただけます。
（注４）市区町村の発行した証明書で、所得金額の記載があるものであれば、他の名称の証明書であってもご利用いただけます。
（注５）市区町村の発行した証明書で、納税額の記載があるものであれば、他の名称の証明書であってもご利用いただけます。
（注６）複数の種類の年金を受給している場合は、それぞれの年金について提出が必要です。
（注７）住民税課税証明書または収入情報取得サービスにより取得した収入証明書に「公的年金収入」ではなく「公的年金等収入」と記載されている場合は、併せて年金の種類と受給額を確認できる書類の提出が必要です。詳しくは、機構お客さまコールセンターにお問合せください。
（注８）工事請負契約書を締結していない場合は、工事完了後に住宅改良工事適合証明書を提出するときに住宅改良工事確認書の提出が必要です。この住宅改良工事確認書（用紙の入手先は取扱金融機関）は、工事内容、工事代金等を記載いただき、工事請負業者の確認が必要です（19ページ参照）。

ご注意！

- 提出書類の全てがそろっていない場合は、お申込みの受付はできません。
- 13ページの提出書類以外に、審査上必要な書類（例：他の借入金に関するローン申告書、預金通帳等）の提出（提示）や来店をお願いする場合があります。また、申込内容を確認するに当たって、自宅または勤務先へ電話させていただく場合があります。
- 後日、機構において融資住宅の調査や工事費の支払の調査を行うことがあります。機構の返済が完了するまで、機構との契約書と一緒に工事請負契約書や領収書を大切に保管しておいてください。
- 工事請負契約を締結する場合、思わぬトラブルに巻き込まれないよう、契約書等の内容をよく確認し、自ら署名・押印してください。

■　当てはまる方のみご提出いただく書類（各１部）

項目	書類名	入手先
連帯債務者の収入を合算する場合または親子リレー返済を利用する場合	連帯債務者の収入および納税に関する公的証明書（申込年の前年分）★	14ページの③に同じ
申込年の前年１月以降に転職や就職をした場合（申込本人および収入合算者）	次のアまたはイのいずれかの書類をご提出ください。 ア　給与証明書（参考書式第４の１の１号）★ 転・就職後の勤務先が発行するものをご提出ください。 イ　給与明細書★ 割戻対象期間の全期間分をご提出ください。	勤務先 〔書式は本ご案内35ページ〕 申込人
外国人の方 ※親族が居住する住宅について融資を受ける場合の親族を含む。	次の①から③までのいずれかの書類 ① 在留カード ・出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の３に規定されているもの ② 特別永住者証明書 ・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第71号）第７条に規定されているもの ③ 外国人登録証明書 ・旧外国人登録法（昭和27年法律第125号）第５条に規定されている登録証明書のうち在留資格が記載されているもの	申込人 申込人 申込人
	住民票	市区町村

項目	書類名	入手先
親族が居住する住宅について融資を受ける場合	親族居住に関する申出書（グリーンリフォームローン用）（第 13 号）	33 ページ
	戸籍抄本または住民票 ・申込本人と融資家屋に入居する親族の続柄が確認できるものが必要です。	市区町村
次の①から③までのいずれかに該当する方の場合 ①申込本人と連帯債務者が同性パートナーの場合 ②申込本人と住宅・土地を共有する方が同性パートナーの場合 ③連帯債務者と住宅・土地を共有する方が同性パートナーの場合	次のアまたはイのいずれかの書類★ ア　次の①および②の内容が確認できる地方公共団体が発行するパートナーシップ証明書、宣誓書受領証またはこれに準ずる書類 ① 同性パートナーの二人のうち、いずれかの現住所または取得物件所在地の地方公共団体が発行しているものであること。 ② 確認書類を発行した地方公共団体が、紛失または無効となった証明書等の番号をホームページ上に掲載している場合は、これに該当しないこと。 イ　次の①および②の内容と同趣旨の事項が明記されている同性パートナーに関する合意契約に係る公正証書の正本または謄本 ① 二人が愛情と信頼に基づく真摯な関係であること。 ② 二人が同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、およびその共同生活に必要な費用を分担する義務を負うこと。	市区町村

（注）申込年の前年１月以降に、事業を始めた方、年金の受給を開始された方、産休・育休期間がある方または海外勤務期間がある方は、提出書類および手続の一部が異なりますので機構お客さまコールセンターにお問合せください。

注意

1　上記の表以外に審査上必要な書類の提出や提示をお願いすることがあります。
2　正規の工事請負契約書と異なるものを提出した場合、契約内容に変更が生じたことについて届出がない場合等は、融資をお断りします。融資金の受取後、同様の事実が発覚した場合は、融資金を一括して返済していただきます。

２　融資の決定

機構から「融資承認通知書」および「返済額のご通知」がグリーンWeb申込サービスのメッセージで送付されますので、返済額等をご確認ください。別途、メッセージで送付される融資の決定後の手続についても併せてご確認ください。

ご注意！

- 融資の決定後であっても、申込内容に疑義が生じた場合は、再審査を行います。その結果、融資額を減額する場合または融資の決定を取り消す場合があります。また、「融資承認通知書」に記載されている融資承認条件を履行していただけない場合は、融資額を減額する場合または融資の決定を取り消す場合があります。

３　適合証明申請（工事計画内容の確認）

工事着工前に適合証明検査機関に適合証明の申請を行い、工事計画内容について適合証明検査機関からヒアリングを受けていただきます。

ご注意！

- 適合証明の手続には所定の手数料がかかり、手数料はお客さまの負担となります。手数料は各適合証明検査機関により異なります。詳しくは、適合証明検査機関にお問合せください。(23ページを参照)
- 工事が設計図書どおり施工されているかどうかのチェックや工事の進捗管理については、別途専門家（建築士）に依頼する必要があります。

提出書類

■ 全ての方にご提出いただく書類

	書　類　名	部数	入手先
①	住宅改良工事適合証明申請書（第一面～第二面）	１部	機構ホームページ
②	建物の登記事項証明書（写）	１部	法　務　局

■ 【グリーンリフォームローン】をご利用の方にご提出いただく書類

	書　類　名	部数	入手先
①	住宅改良工事適合証明申請書　別紙１※1	１部	機構ホームページ
②	工事の実施内容がわかるもの（該当する工事内容や箇所により提出書類が異なります。）	各１部	申込本人 工事請負業者
	断熱改修工事		
	●開口部（窓・ドア等）の工事をする場合		
	開口部等の仕様がわかる資料（製品カタログ等）		
	●断熱材の設置または交換工事をする場合		
	【省エネ基準（仕様基準）※2を満たす工事をするとき】 断熱材の仕様（熱抵抗値、熱貫流率または熱伝導率＊）がわかる資料（製品カタログ等） ＊熱伝導率による場合は断熱材の厚さがわかる資料が必要です。		
	【一定量以上の断熱材を設置または交換する工事をするとき】 断熱材の熱伝導率と使用量（立方メートル）がわかる資料（製品カタログ、設計図面等）		
	●住宅全体の断熱性能を省エネ基準※3以上とする断熱改修工事をする場合		
	設計図書、計算書等		
	省エネ設備設置（交換）工事		
	設備の性能がわかる資料（製品カタログ等）		

※1　国等の補助事業の申請書で性能値等がわかる場合には、当該申請書の代わりに提出することも可能です。
（補助事業の例）子育てグリーン住宅支援事業、子育てエコホーム支援事業、住宅エコリフォーム推進事業、住宅・建築物省エネ改修推進事業
※2　住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）
※3　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第１号）第１条第１項第２号イで定める基準

■ 【グリーンリフォームローン】S をご利用の方にご提出いただく書類

	書　類　名	部数	入手先
①	住宅改良工事適合証明申請書　別紙２ ※1	１部	機構ホームページ
②	工事の実施内容がわかるもの（該当する工事内容ごとに提出書類が異なります。）		申込本人 工事請負業者
	●住宅の一の区画をＺＥＨ水準（仕様基準）※2とする断熱改修工事をする場合		
	・設定した一の区画がわかる資料（平面図等）	１部	
	・設置する開口部または付属部材等の仕様が分かる資料（製品カタログ等）	１部	
	・断熱材の仕様（熱抵抗値、熱貫流率または熱伝導率＊）がわかる資料（製品カタログ等） ＊熱伝導率による場合は、断熱材の厚さがわかる資料が必要です。	１部	

	●住宅全体をＺＥＨ水準 ※3とする断熱改修工事をする場合		
	・設計図書、計算書等	１部	
	設置する開口部または付属部材等もしくは断熱材の仕様（熱抵抗値、熱貫流率または熱伝導率※）がわかる資料（製品カタログ等） ※熱伝導率による場合は、断熱材の厚さがわかる資料が必要です。	１部	

※1　国等の補助事業の申請書で性能値等がわかる場合には、当該申請書の代わりに提出することも可能です。
（補助事業の例）子育てグリーン住宅支援事業、子育てエコホーム支援事業、住宅エコリフォーム推進事業、住宅・建築物省エネ改修推進事業
※2　住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和４年国土交通省告示第1106号）の１の(2)のイまたはロおよび(3)に定める基準
※3　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第２号イで定める基準
(注) 上表の書類以外にも審査上必要な書類や設計図書の提出をお願いすることがあります。

工事計画内容の確認

適合証明検査機関から工事計画内容確認の報告が行われます。

? 用語解説

適合証明検査機関	機構と適合証明業務の協定を締結している適合証明検査機関をいいます。
適合証明	機構の定める物件検査方法により確認した範囲において、融資条件である技術基準への適合の可否を判断するために行うものであり、申請者に対して住宅に施工上の瑕疵がないことや住宅の性能を保証するものではありません。物件検査に合格すると「適合証明書」が交付されます。

４　工事着工

融資の決定後、着工してください。

5　工事完了および工事完了の報告（適合証明書交付）

工事完了後、適合証明検査機関に工事完了の報告を行ってください。

適合証明検査機関は、工事が完了した段階で、融資住宅が機構の定める技術基準に適合していることを現地において目視できる範囲で確認します（工事完了検査）。

報告に当たっては、次表の書類を適合証明検査機関に提出していただきます。

提出書類

書　　類　　名		部数	入 手 先
① 住宅改良工事完了報告書（※参考書式を使用する場合）		1部	機構ホームページ
② 工事箇所の写真 ・工事前、工事中※1 および工事後の写真 撮影対象：融資対象となる全ての省エネリフォーム工事（3～5ページ） 撮影方法：省エネリフォーム工事実施箇所に、「撮影日」および「物件名※2」を記載した黒板、画用紙等が写るように一緒に撮影してください。 ※1　工事中の写真の提出は、リフォーム工事後に工事を実施したことが確認できない場合に限ります。 （例）断熱材の設置工事（仕上げ材で隠蔽されるため） ※2　一戸建ての場合は「建物の所在地（地名地番または住居表示）」を、連続建て、重ね建ておよび共同建ての場合は「マンション名および住戸番号」を記載してください。		1部	工事請負業者
③ 建築確認が必要な工事の場合	検査済証（写） ・適合証明と完了検査を同一機関で行う場合は、提出不要です。 ・検査済証が未交付の場合は、検査の合格までに交付されることが必要です。	1部	申込本人

（注1）適合証明申請時の提出書類に変更がある場合は、該当する書類を併せて提出してください。

（注2）上表の書類以外にも審査上必要な書類や設計図書の提出をお願いすることがあります。

工事完了検査に合格

適合証明検査機関から適合証明書が交付されます。

6　資金交付申請（適合証明書等の提出）

適合証明書の受領後は、次表の書類を Web 上で機構に提出してください。なお、取扱金融機関の窓口において書類の原本確認を行います。原本確認を行う書類、原本確認のための来店日は後日お知らせします。

提出書類

■全ての方にご提出いただく書類（各1部）

	書　　類　　名		入 手 先
①	住宅改良工事適合証明書（金融機関提出用）		適合証明検査機関
②	工事請負契約を締結している場合	工事請負契約書（写）	申込本人
	工事請負契約を締結していない場合	住宅改良工事確認書 ・必要事項を記入し、署名・押印の上、工事請負業者の確認を受けてください。	機構ホームページ
③	工事費のわかる工事代金請求書（写）		申込本人
④	工事内容・金額等が確認できる書類（工事発注書、購入契約書、見積書等）（写） ・工事請負契約を締結していて、契約書に添付の内訳書等がある場合は、内訳書等をご提出ください。		申込本人

注意

1　上表以外に審査上必要な書類の提出や提示をお願いすることがあります。

2　正規の工事請負契約書と異なるものを提出した場合、契約内容に変更が生じたことについて届出がない場合等は、融資をお断りします。融資金の受取後、同様の事実が発覚した場合は、融資金を一括して返済していただきます。

3　植樹・造園工事を行う場合、提出書類②および③は工事内容・金額等の内訳が明確に区分されたものをご提出ください。

ご 注 意 ！

- 増改築を行って床面積に増減があるときは、工事完了後1か月以内に法務局に床面積の増減があったことの登記（表題（表示）登記の変更）の申請を行ってください。
- 後日、機構において融資住宅の調査や工事費の支払の調査を行うことがあります。機構の返済が完了するまで、機構との契約書と一緒に工事請負契約書や領収書を大切に保管しておいてください。
- 工事請負契約を締結する場合、トラブルに巻き込まれないよう、契約書等の内容をよく確認し、自ら署名・押印してください。

7　融資の契約

適合証明書等を機構に提出された日以降、電子契約により融資の契約（金銭消費貸借契約）を締結します。

※　機構からあらかじめお知らせする手続期間内に契約手続を完了してください。

※　ご契約前に契約内容の説明動画を視聴し、契約内容をご確認の上、契約手続を行ってください。

※　原則、申込時までにグリーンWeb申込サービスにおいて、オンライン（非対面）で本人確認（eKYC）を行っていただきますが、オンラインでの本人確認（eKYC）ができない場合は、融資の契約前に取扱金融機関へ来店し、面前での本人確認を行います（ご来店時期については、別途ご案内します。）。取扱金融機関にご来店の際は、本人確認資料として次のいずれかの書類をご持参ください。

●運転免許証（平成24 年４月１日以後に交付された運転経歴証明書を含む。）
●マイナンバーカード
●パスポート（住所の記載があるものに限ります。）
●在留カード、特別永住者証明書
●住民基本台帳カード（氏名・住所・生年月日が記載され、顔写真を貼り付けたもの）
●健康保険証及び住民票※
●健康保険証及び印鑑登録証明書※
●健康保険証及びキャッシュカード（または預金通帳）
●健康保険証及び有効期限内のクレジットカード
●健康保険証及び現住所が記載された公共料金領収書・請求書（電気、ガス、水道または一般固定電話に係るものに限ります。）※

※ 発行から６か月以内に作成されたものに限ります。

確認事項

１　次の場合は、融資の契約ができず資金の受取時期が遅れますのでご了承ください。
・申込本人および連帯債務者があらかじめお知らせする手続期間内に契約手続を完了していただけない場合

２　審査上必要な書類の提出（提示）を依頼することおよび新住所の電話番号、勤務先等の連絡先を確認することがあります。

３　申込日から６か月を経過する日の属する月の末日までに融資の契約を締結できない場合は、融資の決定を取り消すことがあります。

8　資金の受取

資金は、機構が定めている毎月２回の交付期間内にお受取ください。原則として、取扱金融機関に申込本人名義の口座を開設していただき、資金はその口座への振込みとします。ただし、取扱金融機関で支障がないと認めた場合に限り、申込本人に代わって代理人（工事請負業者、申込本人の家族等）が資金を受け取ることができます。この場合は、「資金の代理受領に関する委任状」の提出等の手続が必要になりますので、取扱金融機関にご相談ください。代理人が資金を受け取る場合は代理人の領収書（収入印紙が必要な場合があります。）を提出していただきます。

※　地震・噴火またはこれによる津波等の大規模自然災害、戦争・その他変乱、放射能汚染等が発生した場合は、当初予定していた時期に資金交付ができない場合があります。

ご 注 意 ！

- 代理人が資金を受け取る場合は、後日トラブルとならないように自らの意思で確実に手続を行ってください。
- 資金をお受け取りいただく口座と返済金をご返済いただく口座は原則同一の口座となります。

所得税の税額控除を受けるための「融資額残高証明書」の発行

機構の【グリーンリフォームローン】をご利用いただき、一定の要件にあてはまる方は所得税の税額控除（住宅借入金等特別控除）が受けられる場合があります。詳しくは税務署へお問合せください。

- 税額控除を受けるには、借入金の「融資額残高証明書」が必要です。グリーンWeb申込サービスの借入申込内容の入力画面（ステップ２　関係者の登録）において「税控除残高証明書の送付回数」欄に回数をご記入ください。
- 残高証明書の郵送を希望された方には、金銭消費貸借契約を締結した年以後控除期間中、毎年、機構から「融資額残高証明書」を郵送いたします。郵送時期は、資金受取後にご利用できるインターネットサービス「住・My Note」でお知らせします。
- 残高証明書の発行希望回数に変更がある場合は、取扱金融機関にお申出ください。
- ご自身において、借入申込前に税務署に税額控除の適用となる条件（リフォーム工事にかかる費用、返済期間、居住要件、住宅の専有面積等）をご確認されることをおすすめします。

（2024年10月１日現在）

Ⅳ その他の事項

1　収入合算をすることができる方（収入合算者）

次表の要件に当てはまる方（１名）の収入を合算することができます。

	内容
要　　件	次の(1)から(4)までの全てに当てはまる方 (1) 借入申込時の年齢が満 79 歳未満である方 (2) 連帯債務者となる方 (3) 次の①から③までの融資住宅の用途に応じて、それぞれに定める者に当てはまる方 ① 自ら居住するための住宅の場合 次の**いずれか**に該当する者であること。 ア 申込本人の直系親族で、申込本人と永続して同居する見込みのある者 イ 申込本人の配偶者等（配偶者、内縁関係にある方、婚約関係にある方または同性パートナーの関係にある方をいいます。以下同じ。）で、申込本人と永続して同居する見込みのある者 ② セカンドハウスの場合 申込本人の直系親族または配偶者等であること。 ③ 親族が居住するための住宅の場合 次の**いずれか**に該当する者であること。 ア 申込本人の直系親族で、申込本人と永続して同居する見込みのある者 イ 申込本人の配偶者等で、申込本人と永続して同居する見込みのある者 ウ 取得対象住宅の入居予定者（居住する親族）または当該入居予定者の同居世帯員 (4) 収入合算者が外国人の場合は永住許可等を受けていること。
収入合算できる金額	収入合算者の収入の全額が上限となります。 収入合算する金額が収入合算者の収入の 50%を超える場合は、返済期間が短くなる場合があります。 → ９ページ参照

2　親子リレー返済

親子リレー返済をご利用いただく場合は、次表の全ての要件にあてはまる方を後継者としていただく必要があります。

要件	申込本人との関係	申込本人の子供または孫（それぞれの配偶者を含みます。）で、定期的な収入のある方 ※ 申込本人に子供または孫がいない場合は、申込本人の親族（申込本人の配偶者を除きます。）でも後継者になれるときがあります。
	申込時の年齢	借入申込時の年齢が満 79 歳未満の方
	連帯債務者	後継者は「連帯債務者」となっていただきます。
備考	収入合算	後継者の収入の全額を合算できます。
	返済期間	「年齢による最長返済期間」は、「後継者」の申込時年齢（１歳未満切上げ）に基づき算出します。 → ９ページ参照

3　お申込み等ができる外国人の方

次のいずれかに該当する方	在留資格欄の記載
出入国管理及び難民認定法第 22 条第２項または第 22 条の２第４項の規定により永住許可を受けている方	永住者
日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第３条、第４条または第５条の規定による特別永住者の方	特別永住者

※　外国人の方が連帯債務者になる場合も上記の表のいずれかに該当することが必要です。

4　親族が居住する住宅について融資を受ける場合の親族の要件について

次の①および②の要件に当てはまる親族が居住する住宅を省エネリフォームする場合も、グリーンリフォームローンがご利用いただけます。

①　申込本人またはその配偶者の直系親族 例：申込本人の父母、祖父母、子、孫 （注）上記に当てはまる方がいない場合は、申込本人またはその配偶者の３親等以内の血族および３親等以内の姻族の方までが対象となります。 例：申込本人のおじ、おば、おい、めい、兄姉、弟妹
②　日本国籍の方・永住許可等を受けている外国人の方

5　融資の要件となる工事

要件となる工事の詳細の基準等は、機構ホームページに掲載している「【グリーンリフォームローン】技術基準・物件検査のご案内」をご確認いただくか、機構お客さまコールセンターにお問い合わせください。

6　着工前の工事計画内容確認と工事完了後の現場検査・適合証明書

【グリーンリフォームローン】をお申込みいただくためには、着工前に適合証明検査機関による工事計画内容のヒアリングを受けていただき、実施する工事が希望する融資メニューに適合することを確認していただきます。また、適合証明検査機関は、工事完了後に機構の定める技術基準に適合していることを現地において目視できる範囲で確認します。この検査により機構の定める技術基準に適合していることを証明する書類を「適合証明書」といいます。適合証明書の作成に当たっては、建築の技術的な専門知識を要するため、適合証明検査機関に依頼することが必要です※。

※機構と協定を締結したリフォーム事業者団体等が、当該団体の会員企業が実施するリフォーム工事の内容及び実施を確認した住宅（工事内容確認住宅）は、適合証明検査機関による物件検査を省略できます（リフォーム工事内容が一定の要件を満たす場合に限ります。）。詳しくは、機構ホームページ（https://www.jhf.go.jp/loan/kijyun/kensetsu_reform_kensa.html）をご確認ください。

1　住宅改良工事適合証明申請および工事計画内容のヒアリング

・住宅改良工事適合証明申請および工事計画内容のヒアリングを行う前に、適合証明検査機関が検査するために必要な書類（設計図書等）をご用意ください。
・申請後におけるトラブルを避けるために、必ず申請先と申請を受理したことを示す書面（「住宅改良工事適合証明引受承諾書」等）を受け取り、申請した内容を確認してください。また、引受承諾書等に記載された適合証明書作成費（概算）をご確認ください。

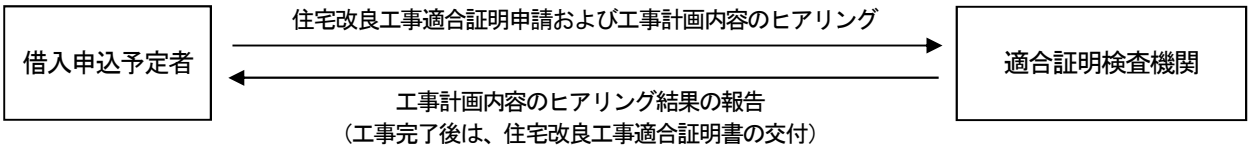

注意　住宅改良工事適合証明申請書にて申請するにあたり、「改良工事の内容」が借入申込書の工事内容と一致するように記入してください。

２　住宅改良工事適合証明書の受領

工事完了後の検査により機構の定める技術基準に適合していることが確認されると、適合証明検査機関から次の適合証明書等が交付されますので、必ず受領してください。

申請者用	・住宅改良工事適合証明書（申請者用） ・住宅改良工事適合証明書付表
金融機関用	・住宅改良工事適合証明書（金融機関提出用）

７　適合証明検査機関に関するお問合せ先

工事計画内容の確認（ヒアリング）や住宅改良工事適合証明書を作成する適合証明検査機関は、機構ホームページをご覧いただくか、機構お客さまコールセンターまでお問合せください。

右の二次元バーコードより、適合証明検査機関および検査手数料をご確認いただけます。

www.jhf.go.jp/files/400362905.pdf

８　太陽光発電設備から得られる売電収入の取扱いについて

融資住宅に設置する太陽光発電設備から得られる売電収入を、年収に加算することができます。

９　工事内容・金額等が確認できる書類について

本融資は、工事費合計で最大 500 万円を上限に、省エネリフォーム工事と同額までのその他リフォーム工事にもご利用いただけます。省エネリフォームに係る工事費を確認するため、お申込み時に、工事内容・金額等が確認できる書類を取扱金融機関にご提出ください。（参照　14 ページ）

１ 工事内容・金額等が確認できる書類

省エネリフォーム工事［要件工事］の内容およびリフォームに要した工事費が確認できる、次の①～④のいずれかの書類です。

①工事請負契約書	② 工事発注書	③ 購入契約書	④ 見積書	等

注意

実施する省エネリフォーム工事の内容が確認できる書類を提出してください。

※ 工事内容を確認するため、「一式」等の記載ではなく、内訳の記載があるものを提出してください。

※ ①工事請負契約書の場合も、工事内容が分かる内訳書を添付してください。

※ 工事完了後、適合証明書とともに、実施した工事内容･金額等が確認できる書類を取扱金融機関にご提出いただきます。

（19 ページ参照）

２ 工事内訳書等における省エネリフォーム工事の明示（記入方法）

（１） 省エネリフォーム工事に該当する、内訳書等の項目および金額に〇印を付けてください（該当する項目及び金額にまとめて〇印を付けることも可）。

（２） 省エネリフォーム工事に関する経費（諸経費を含みます。）についても、省エネリフォーム工事に含められます。該当項目および金額に〇印を付けてください。

【省エネリフォーム工事に加算することができる経費の一例】

運搬費、発生材処分費、整理清掃費、諸経費　等

（参考）記入例：断熱改修工事と太陽光発電設備設置工事等の内訳書の場合

（１）省エネリフォーム工事に該当する項目および金額に〇印を付けてください。

No.	項目	数量	単価	
	断熱工事			
1	既存フローリング撤去	50㎡	1,000	50,000
2	床下地組	50㎡	3,000	150,000
3	新規フローリング	50㎡	4,000	200,000
4	断熱材(●●)	50㎡	2,000	100,000
5	同上施工費	1式	70,000	70,000
6	養生費	60㎡	500	30,000
	太陽光発電設置工事			
7	モジュール メーカー〇〇　品番〇〇	20	70,000	1,400,000
8	パワーコンディショナー　品番〇〇	1	400,000	400,000
9	ケーブル　品番〇〇	5	10,000	50,000
10	架台	3	70,000	210,000
11	設備工事	1式	150,000	150,000
12	電気工事	1式	150,000	150,000
	その他内装工事			
13	リビング　壁･天井クロス張替え	50㎡	1,000	50,000
14	キッチン　壁･天井クロス張替え	10㎡	1,000	10,000
15	清掃費	60㎡	500	30,000
16	資材運搬費及び諸経費	1式	50,000	50,000
			小計	3,100,000
			消費税	310,000
			税込合計	¥3,410,000

（２）省エネリフォーム工事に関する経費（諸経費を含みます。）に該当する項目および金額に〇印を付けてください。

10　所要額に含めることができる諸費用等

融資住宅のリフォーム工事に付随して発生する次表に掲げる費用（お客さまの負担分に限ります。）については、請負契約書に当該費用が含まれていない場合であっても、各費用が生じたことを確認できる書類をご提出いただくことにより、所要額に含めることができます。

所要額に含めることができる費用	確認書類
(1)　融資対象家屋の敷地に水道管または下水道管を引くための費用（水道負担金等）	【お客さまが請求先に直接支払う場合】 申請書、請求書または領収書※1 【事業者が支払いを代行した場合】 当該費用に係る金額が記載された請負契約書または注文書および注文請書※1 なお、契約を締結していない場合で、申請書、請求書または領収書※1に融資住宅に係る費用であることが確認できる記載がある場合（融資住宅の所在地が記載されている等）は、当該書類でも可
(2)　太陽光発電設備の工事費負担金（電力会社が設備の新設や改修工事を必要とする場合に、申込人に対して請求する費用をいいます。）	
(3)　建築確認、中間検査、完了検査の申請費用	
(4)　上記(3)以外の建築確認等に関連する各種申請費用（次の［表］に記載のものに限ります。）	
(5)　適合証明検査費用	
(6)　住宅性能評価関係費用	
(7)　長期優良住宅の認定を受けるための費用（登録住宅性能評価機関への技術的審査依頼費用を含みます。）	
(8)　低炭素住宅の認定（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）に基づく認定をいいます。）を受けるための費用（登録建築物調査機関または登録住宅性能評価機関への技術的審査依頼費用を含みます。）	
(9)　建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）に基づく次に掲げる費用 ・ＢＥＬＳ（建築物省エネルギー性能表示制度）の評価を受けるための費用 ・性能向上計画認定住宅または基準適合建築物の認定を受けるための費用（第三者機関への技術的審査依頼費用を含みます。）	
(10)　リフォーム瑕疵保険付保に係る費用	
(11)　ホームインスペクション（住宅診断）に係る費用	
(12)　融資対象家屋を建設するために既存家屋等の解体を行う場合又は融資対象家屋の改修を行う場合における石綿の使用の有無についての事前調査及び石綿の除去(囲い込み及び封じ込め含む。)に係る費用	
(13)　申込人が保有している請負契約書、売買契約書に貼付された印紙代	お客さまが保有している請負契約書または売買契約書
(14)　火災保険料※3（積立型火災保険商品※2に係るものを除きます。）および地震保険料※3	保険会社が発行した見積書
(15)　司法書士報酬または土地家屋調査士報酬（融資住宅およびその土地に係る登記費用）※4	司法書士または土地家屋調査士が発行した見積書※1
(16)　上記（15）の登記に係る登録免許税	
(17)　つなぎローンを利用する場合に発生する金利および融資手数料※5※6※7 （申込人が保有しているつなぎローン契約書に貼付する印紙代、登記に係る司法書士報酬または土地家屋調査士報酬※4および登記に係る登録免許税を含みます。）	金利および融資手数料については、金融機関で算出した書類。それ以外については、(15)および(16)の確認書類と同じ。

※1　内容が確認できる書類であれば、名称は問いません。
※2　満期時に一定の金銭（満期返戻金その他名称は問いません。）を受け取ることができる特約（オプション）のついた商品をいいます。
※3　保険契約に付随する特約（オプション）に係る費用を含みます。
※4　交通費、通信費等の諸経費を含みます。
※5　金銭消費貸借契約前に資金交付予定日までの金利等の費用の確定金額を確認することができる場合に限ります。
※6　今回の【グリーンリフォームローン】の借入れにより完済されるつなぎローンに限ります。
※7　次のア及びイの要件を満たす場合は、融資対象家屋のリフォーム工事に当たり必要となる手付金に係るローンについても、つなぎローンとみなして取り扱うことができます。
ア　手付金に係るローンの対象に、融資対象家屋のリフォーム工事に当たり必要となる手付金以外のものが含まれていないことを、金銭消費貸借契約証書等で確認できること。
イ　ローンの対象となる手付金が、最終的にリフォーム費用に充当されるものであることを融資対象家屋のリフォーム工事に係る請負契約書で確認できること。

［表］建築確認等に関連する各種申請費用

建築確認等に関連する各種申請費用	
(1)　浄化槽申請手数料	(11)　土地区画整理法第 76 条申請手数料
(2)　市街化調整区域申請手数料	(12)　都市計画法第 53 条建築許可申請手数料
(3)　建築基準法第 88 条工作物申請手数料	(13)　風致地区申請手数料
(4)　中高層申請手数料	(14)　狭あい道路申請手数料
(5)　文化財保護法第 93 条申請手数料	(15)　都市計画法第 29 条開発許可申請手数料

建築確認等に関連する各種申請費用	
(6) 農地転用申請手数料（行政書士報酬等の手続費用を含みます。）	(16) ホームエレベーター申請手数料
(7) 水路占用許可申請手数料	(17) 沿道掘削申請手数料
(8) 建築基準法第 43 条第２項２号道路申請手数料	(18) 急傾斜崩壊危険区域申請手数料
(9) 河川占用許可申請手数料	(19) 宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条許可申請手数料
(10) 構造計算適合性判定手数料	

11　収入情報取得サービスの取扱いについて

お手持ちのマイナンバーカードを利用して、機構が提供する収入情報取得サービスにより取得した収入情報（PDF ファイル）をアップロードすることで、収入に関する証明書の提出が可能となります。役所等に行く必要がなく、24 時間、無料で取得できるメリットがあります。

グリーン Web 申込サービスの借入申込内容の入力画面（ステップ２　関係者の登録）からの遷移、機構ホームページまたは右の二次元バーコードにアクセスの上、ご利用ください。

※　第３土・日曜日およびシステムメンテナンス等、一部ご利用いただけない時間帯があります。

※　ご利用には別途通信料がかかります。

取得費無料　　いつでもどこでも　　プリンターがなくても対応可能　　約 10 分とスピーディー

※巻末の参考書式をご利用いただきます。

※帳票のダウンロードまでの所要時間が概ね 10 分です。

ご利用イメージ

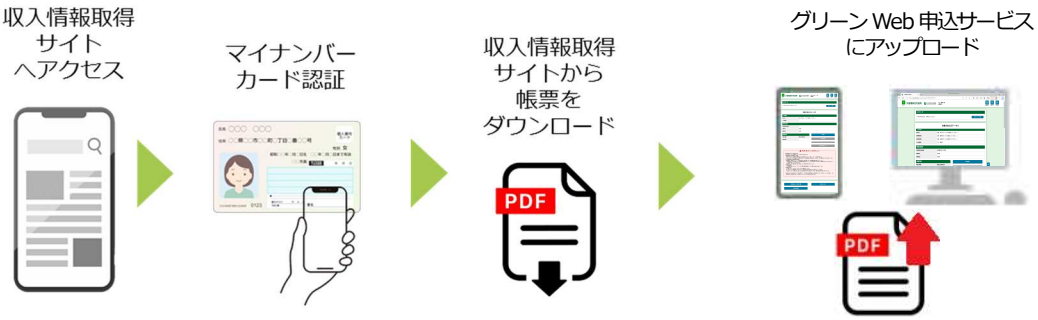

12　団体信用生命保険

団体信用生命保険は、ご加入者が死亡・所定の身体障害状態になられた場合など※1に、住宅の持分、返済割合などにかかわらず、以後の機構に対する債務のご返済が不要となる生命保険です。住宅金融支援機構が保険契約者・保険金受取人、団体信用生命保険のご加入者が被保険者となり、支払われた保険金※2　が債務に充当される仕組みです。団体信用生命保険には、以下のとおり「新機構団信」と「新３大疾病付機構団信」の２つがあります。

※1　新３大疾病付機構団信は、死亡・所定の身体障害状態に加えて、３大疾病（がん、急性心筋梗塞、脳卒中）が原因で一定の要件に該当した場合および公的介護保険制度に定める要介護２以上の状態などになられた場合も残りの返済が不要となります。

※2　死亡保険金、身体障害保険金、３大疾病保険金および介護保険金をいいます。

保障内容の概要

新機構団信

●次のいずれかの場合に、保険金が支払われます。

・死亡されたとき

・身体障害者福祉法に定める障害の級別が１級または２級に該当し、身体障害者手帳の交付を受けたとき

＜身体障害状態の例＞

人工透析を受けており、自己の身辺の日常生活が極度に制限されている（１級）

＊（ ）内は身体障害認定の等級

スポーツや交通事故による身体障害状態

スポーツ中のケガで車椅子生活に…

交通事故で両足を切断

●満 80 歳の誕生日の属する月の末日まで保障されます。

●連帯債務者であるご夫婦で「デュエット」（ペア連生団信）に加入できます。

～「デュエット」（ペア連生団信）とは～

● ご夫婦で連帯債務者となる場合は、どちらかひとりがご加入いただくか、ふたりで「デュエット」（ペア連生団信）にご加入いただけます。「デュエット」をご利用いただくとどちらかが万一の場合に、住宅金融支援機構に支払われる保険金が債務に充当されるため、住宅の持分、返済割合などにかかわらず、以後の機構に対する債務の返済が不要となります。「デュエット」を利用できる夫婦とは、戸籍上の夫婦のほか、内縁関係にある方、婚約関係にある方、同性パートナーの関係にある方を含みます。

● 新３大疾病付機構団信では「デュエット」をご利用いただけません。

新３大疾病付機構団信

●次のいずれかの場合に、保険金が支払われます。

・死亡されたとき（新機構団信と同じ。）

・身体障害者福祉法に定める障害の級別が１級または２級に該当し、身体障害者手帳の交付を受けたとき（新機構団信と同じ。）

・３大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）が原因で、一定の要件に該当したとき

急性心筋梗塞、脳卒中を発病した場合は、「所定の状態が 60 日以上継続」したと診断されたときだけでなく、「治療を直接の目的として所定の手術」を受けたときも保障されます。

・公的介護保険制度の要介護２以上の状態または所定の要介護状態に該当したとき

＜要介護２以上の状態または所定の要介護状態の例＞

食事、排泄、入浴、衣服の着脱に介助が必要な状態

介護者に抱えられ、リフトなどの機器を用いなければ、浴槽への出入りがひとりではできない状態

松葉杖や手すりなどで支えても、歩行がひとりではできない状態（車椅子がなければ移動できない状態）

●満 75 歳の誕生日の属する月の末日まで保障されます。満 75 歳の誕生日の属する月の翌月１日からは「新機構団信」の保障内容になります。

＊健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合も融資をご利用いただけます。

仕組み

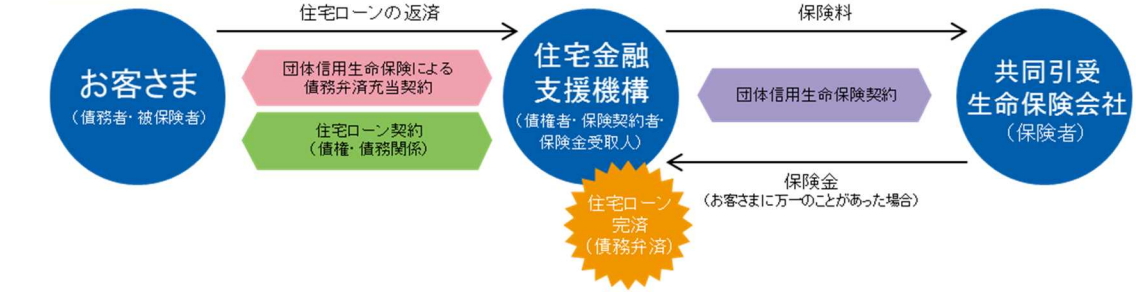

加入手続き

●ご加入にあたっては、団信 Web 申込サービスからのメール※を受信後、Web 上で申込手続を行ってください。

※ 団信 Web 申込サービスからのメールは、グリーン Web 申込サービスでの借入申込後２営業日以内に送信されます。

＊「新機構団体信用生命保険制度申込書兼告知書」の告知事項の内容等によっては、診断書等を提出いただく場合があります。
＊ 診断書等の作成料や検査料などの費用はお客さまの負担となります。

●「新機構団体信用生命保険制度申込書兼告知書」は大変重要な書類です。記入日（告知日）現在のありのままの状態をご本人がもれなく正確にご記入ください。
告知の内容と事実が異なっていた場合には、保険金が支払われず債務を弁済できないことがあります。

●新機構団信と新３大疾病付機構団信は保障内容が異なりますので、いずれかをご選択ください。ご加入いただいた後に保障内容の変更はできません。
なお、「新機構団体信用生命保険制度申込書兼告知書」による加入審査の結果、「新３大疾病付機構団信」にご加入いただけない方は、「新機構団信」に切り替えてご加入いただける場合があります。

●融資を利用される方がご加入いただけます。
融資を利用される方（債務者）がふたりいる場合（親子リレー返済の場合を含みます。）は、どちらかひとりがご加入いただけます（ご夫婦※で連帯債務者となる場合は、ふたりでご加入いただける「デュエット」（ペア連生団信）を利用できます。）。
ご加入いただいていない方が保険金の支払事由に該当しても、債務は弁済されません。
※ 戸籍上の夫婦のほか、内縁関係にある方、婚約関係にある方、同性パートナーの関係にある方を含みます。
＊満 80 歳の保障終了時点で連帯債務者がいる場合
新機構団信の保障は、ご加入者の満 80 歳の誕生日の属する月の末日に終了します。保障終了に伴って、満 70 歳未満の連帯債務者は新たに新機構団信に加入申込みをすることができます。なお、保障が終了となるご加入者が当初新３大疾病付機構団信に加入されていた場合は、満 51 歳未満の連帯債務者に限り、新３大疾病付機構団信に加入申込みをすることができます。ただし、健康上の理由その他の事情でご加入いただけない場合があり、その場合も、融資金利は変わりません。

●新３大疾病付機構団信へのご加入を希望する方で、機構からの借入金額等が 5,000 万円を超える方※は、「告知事項」の有無にかかわらず、所定の「健康診断結果証明書」をご提出ください。
※ 既に新３大疾病付機構団信・３大疾病付機構団信に加入されている場合（今回同時に申込みされる分を含みます。）は、その保険金額（債務残高）を通算します。
＊「新機構団体信用生命保険制度申込書兼告知書」の告知事項の内容等によっては、「健康診断結果証明書」に加えて診断書等を提出いただく場合があります。
＊「健康診断結果証明書」および診断書等の作成料や検査料などの費用はお客さまの負担となります。

●保険金額の上限は１億円です。
新たにご加入いただけるのは、次の①から③までの保険金額（債務残高）を合算して１億円までの場合に限ります。
① 今回申し込む機構融資の借入予定額
② 現在、【フラット３５】（買取型）または機構融資等※を返済中で、住宅金融支援機構の団体信用生命保険に加入中の場合は、その保険金額（債務残高）
※ 旧住宅金融公庫融資、沖縄振興開発金融公庫融資および旧住宅金融公庫融資とあわせて融資を受けた福祉医療機構融資を含みます。
③ 今回同時に申し込まれた①以外の機構融資、【フラット３５】（買取型）または沖縄振興開発金融公庫融資で新機構団信制度を利用する場合はその借入予定額

団体信用生命保険の種類に応じた融資金利

団体信用生命保険の種類（新機構団信、新機構団信（「デュエット」（ペア連生団信））または新３大疾病付機構団信）に応じて、融資金利は異なります。詳しくは、「【グリーンリフォームローン】金利のお知らせ」（チラシ）または機構ホームページの「金利情報」でご確認いただくか、機構お客さまコールセンターにお問合せください。

! ご注意
返済が終了するまでの間に団体信用生命保険の保障が終了する年齢（満 80 歳）に達するなど団体信用生命保険の保障内容に変更が生じた場合や被保険者の故意により団体信用生命保険が免責となったときなど、住宅金融支援機構が債務の弁済を行わないこととなった場合であっても、融資金利は、ご契約時の金利から変更されません。これは、住宅金融支援機構が負担する保険料、将来の保険料の変動リスクなどを考慮して、融資金利を決定しているためです。

団体信用生命保険の概要

申込みにあたっては、Web 手続画面からダウンロードもしくは印刷いただく、新機構団信・新３大疾病付機構団信の『重要事項説明（「契約概要」「注意喚起情報」「正しく告知いただくために」）』を必ずご確認ください。

加入条件	次の⑴および⑵の両方に該当する方 ＊健康上の理由その他の事情で加入できない場合があります。 **新機構団信** ⑴「新機構団体信用生命保険制度申込書兼告知書」の記入日現在、満 15 歳以上満 70 歳未満の方 ⑵幹事生命保険会社の加入承諾がある方 ＊デュエット（ペア連生団信）にご加入の場合は、おふたりとも条件にあてはまることが必要です。 **新３大疾病付機構団信** ⑴「新機構団体信用生命保険制度申込書兼告知書」の記入日現在、満 15 歳以上満 51 歳未満の方 ⑵幹事生命保険会社の加入承諾がある方 ＊過去にがんと診断された方は新３大疾病付機構団信にご加入いただけません。
デュエット（ペア連生団信）	**新機構団信**　利用可　　**新３大疾病付機構団信**　利用不可
保障の開始	資金受取日（資金を分割して受け取られる場合には最終回資金受取日）
保障の終了	次のいずれかが到来したときに、保障は終了します。 ⑴死亡したとき。 ⑵いずれかの保険金の支払事由に該当し、保険金が支払われたとき。 ⑶満 80 歳の誕生日の属する月の末日 ・新機構団信のデュエット（ペア連生団信）の被保険者は、被保険者のいずれかの方が満 80 歳の誕生日の属する月の末日を迎えた場合は、以降満 80 歳未満の方おひとりでのご加入となります。 ・新３大疾病付機構団信の被保険者は、満 75 歳の誕生日の属する月の翌月１日からは新機構団信の被保険者となり、３大疾病保障・介護保障はなくなります。 ⑷最終返済日前に全額繰上返済、債務の引受けに係る契約の締結その他により住宅金融支援機構との債権債務関係が消滅した日 ⑸金銭消費貸借契約の最終返済日 ⑹期限前の全額返済義務を履行すべき事由に該当したとき（期限の利益を喪失したとき。）。 ⑺提出した「新機構団体信用生命保険制度申込書兼告知書」に事実を告げなかったか、または事実と異なることを告げ、その被保険者について保険契約が解除されたとき。 ⑻詐欺・不法取得目的により被保険者となり、その被保険者について保険契約が取消しまたは無効とされたとき。 ⑼新機構団信のデュエット（ペア連生団信）の被保険者は、被保険者のいずれかの方が死亡または身体障害保険金の支払事由に該当し、新機構団信により住宅金融支援機構の債務が弁済されたとき。 ⑽保険金を詐取する目的で事故招致をした場合、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、重大な事由があり、その被保険者について保険契約が解除されたとき。 ⑾団信契約の存続を困難とする⑺・⑻・⑽と同等の重大な事由があり、その被保険者について保険契約が解除されたとき。 ⑿金銭消費貸借契約に定める反社会的勢力の排除に関する条項に抵触し、債務の全部につき期限の利益を失ったとき。
機構に対する債務が保険により全額弁済される場合	次のいずれかに該当した場合は、ご加入者の住宅の持分や返済額などにかかわらず、機構に対する残債務が保険により全額弁済されます。 **新機構団信** ⑴死亡されたとき。 ⑵保障開始日以後の傷害または疾病により、身体障害者福祉法に定める障害の級別が１級または２級に該当し、身体障害者手帳の交付を受けたとき。 ＊デュエット（ペア連生団信）にご加入の場合、おふたりのどちらかが死亡または所定の身体障害状態になられたとき。 ＊ただし、いずれかの加入者の故意により、もう一方の加入者が死亡または所定の身体障害状態になったときは、弁済されません。 **新３大疾病付機構団信** ⑶上記⑴または⑵のほか、次の①から③までのいずれかに該当したとき。 ①がん 保険期間中に、所定の悪性新生物（がん）に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき。 ＊ただし、以下の場合には弁済されません。 ア　上皮内がんや皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん イ　保障の開始日前に所定の悪性新生物（がん）と診断確定されていた場合 ウ　保障の開始日からその日を含めて 90 日以内に所定の悪性新生物（がん）と診断確定された場合 エ　保障の開始日からその日を含めて 90 日以内に診断確定された所定の悪性新生物（がん）の再発・転移などと認められる場合 ②急性心筋梗塞 保障の開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかの状態に該当したとき。 ア　急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて 60 日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事などの軽労働や事務などの座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき。 イ　急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、病院または診療所において所定の手術を受けたとき。 ③脳卒中 保障の開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかの状態に該当したとき。 ア　脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて 60 日以上、言語障害、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき。 イ　脳卒中を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所において所定の手術を受けたとき。

<table>
<tr><td>機構に対する債務が保険により全額弁済される場合</td><td>⑷上記⑴から⑶までのほか、次の①または②のいずれかに該当したとき。
①保障開始日以後の傷害または疾病を原因として公的介護保険制度による要介護認定を受け、要介護 2 以上に該当していると認定されたとき。
②保障開始日以後の傷害または疾病を原因として所定の要介護状態に該当し、該当した日からその日を含めて 180 日以上要介護状態が継続したことが、医師によって診断確定されたとき。</td></tr>
<tr><td>債務弁済されない場合</td><td>次のいずれかに当てはまる場合、機構に対する債務は弁済されません。

新機構団信
⑴次の免責事由に該当された場合
<table><tr><td>死亡保険金</td><td>・保障開始日から1年以内の自殺　・戦争その他の変乱※
・デュエット（ペア連生団信）の被保険者のうち、いずれかの被保険者の故意</td></tr><tr><td>身体障害保険金</td><td>・被保険者の故意または重大な過失　・被保険者の犯罪行為
・被保険者の薬物依存　・戦争その他の変乱※
・デュエット（ペア連生団信）の被保険者のうち、いずれかの被保険者の故意、重大な過失、犯罪行為または薬物依存</td></tr></table>※ ただし、戦争その他の変乱により支払事由に該当した被保険者数に応じ、保険金の全額または一部を削減した額が支払われることがあります。

⑵告知義務違反による解除の場合
「新機構団体信用生命保険制度申込書兼告知書」において事実を告げなかったかまたは事実と異なることを告げ、その被保険者について保険契約が解除された場合（ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらない場合には、支払われます。）

⑶保障開始日前に生じている傷病を原因とする場合
<table><tr><td>身体障害保険金</td><td>身体障害保険金のお支払は、所定の身体障害保険金の支払事由の原因となる傷害または疾病が保障開始日以後に生じた場合に限ります。原因となる傷害または疾病が保障開始日より前に生じていた場合は、その傷害または疾病をご加入時に告知いただいた場合でも、お支払の対象となりません。</td></tr></table>⑷支払事由に該当しない場合
<table><tr><td>身体障害保険金</td><td>身体障害者福祉法に基づき、2つ以上の身体障害に重複して該当したことにより1級または2級の身体障害者手帳が交付されたものの、1つの障害の該当の原因が保障開始日前に生じていた場合で、その障害を除いた他の障害が1級または2級の障害に該当しないときなど</td></tr></table>⑸詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合
被保険者による詐欺の行為を原因として、その被保険者について保険契約が取消しとされた場合、または被保険者に保険金の不法取得目的があって、その被保険者について保険契約が無効である場合

⑹重大事由による解除の場合
被保険者が保険金を詐取する目的で事故招致をした場合や、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、重大事由に該当し、その被保険者について保険契約が解除された場合

新3大疾病付機構団信
上記⑴から⑹までのほか、次のいずれかに当てはまる場合、機構に対する債務は弁済されません。

⑺支払事由に該当しない場合
<table><tr><td>3大疾病保険金</td><td>・上皮内がんや皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん
・保障の開始日前に所定の悪性新生物（がん）と診断確定されていた場合
・保障の開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物（がん）と診断確定された場合
・保障の開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物（がん）の再発・転移などと認められる場合</td></tr></table>⑻次の免責事由に該当された場合
<table><tr><td>介護保険金</td><td>・被保険者の故意または重大な過失
・被保険者の犯罪行為　・被保険者の薬物依存　・戦争その他の変乱※</td></tr></table>※ ただし、戦争その他の変乱により支払事由に該当した被保険者数に応じ、保険金の全額または一部を削減した額が支払われることがあります。

⑼保障開始日前に生じている傷病を原因とする場合
<table><tr><td>3大疾病保険金</td><td>急性心筋梗塞・脳卒中による3大疾病保険金のお支払は、その原因となる傷病が保障開始日以後に生じた場合に限ります。原因となる疾病が保障開始日より前に生じていた場合は、その疾病をご加入時に告知いただいた場合でも、お支払の対象となりません。</td></tr><tr><td>介護保険金</td><td>介護保険金のお支払は、公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態、または所定の要介護状態の原因となる傷害または疾病が、保障開始日以後に生じた場合に限ります。原因となる傷病が保障開始日より前に生じていた場合は、その傷病をご加入時に告知いただいた場合でも、お支払の対象となりません。</td></tr></table></td></tr>
</table>

＜お借入後の注意事項＞

1　返済金は、取扱金融機関の口座から原則として決められた期日に引き落とされます。口座の残高が不足することがないよう、お気をつけください。返済日に引き落とされない場合には、通常の返済金（元金＋利息）の支払に加えて、別途「延滞損害金（年 14.5%（年 365 日の日割計算））」の支払義務が発生します。

2　次のような場合は、融資金の残金全額を、一括して繰上返済していただくことになります。

- ● 6か月以上、毎回の返済金（元金＋利息）の返済を怠った場合
- ● 無断で融資住宅に住まない場合または他人に賃貸・譲渡した場合
- ● 無断で融資住宅を住宅以外の用途（店舗・事務所等）に使用した場合
- ● 無断で融資住宅の一部やその敷地の形状を変更し、または第三者の賃借権を設定する等、機構に損害を及ぼすような行為を行った場合
- ● 自ら居住する住宅の建設・購入のための融資を機構から重複して受けた場合
- ● 虚偽または不正な方法により融資の申込みを行った場合
- ● 反社会的勢力であることが判明した場合

3　返済方法を変更するときは

お客さまが収入等の変化により返済方法の変更を希望され、機構が承認した場合、次のような返済方法の変更ができます。

- ・返済日の変更　・ボーナス返済月の変更　・ボーナス払いの取りやめ
- ・毎月返済分とボーナス返済分との内訳変更　・元利均等返済から元金均等返済または元金均等返済から元利均等返済への変更

- ● その他の返済方法の変更もありますので、ご返済中の取扱金融機関にご相談ください。
- ● この手続には、手数料は必要ありません。

4　融資金を繰り上げて返済するときは

ご返済中において、お客さまの収入の変化によりまとまった蓄えができたとき、家計に余裕が生まれたとき等は、ご返済の途中で融資金の全部または一部を繰り上げて返済することができます。

■融資金の全額を繰り上げて返済するとき。

- ● 繰り上げてご返済される１か月前までに、ご返済中の取扱金融機関にお申出ください。
- ● この手続には、手数料は必要ありません。

■融資金の一部を繰り上げて返済するとき。

- ● 繰り上げてご返済される１か月前までに、ご返済中の取扱金融機関にお申出ください。
- ● 繰り上げて返済できる額は 100 万円以上※です。また、繰り上げて返済できる日（ご入金日）は月々の返済日です。
- ● この手続には、手数料は必要ありません。

※「住・My Note（すまい のーと）」（ご返済中のお客さま向けのインターネットサービス）をご利用いただいた場合、10 万円以上*から繰上返済をご利用いただけます。詳しくは、機構ホームページをご覧ください。

＊　毎月のご返済額を減らすのではなく、返済期間を短くする方法（期間短縮）で行う場合は、１か月分以上の元金（ボーナス払いをご利用の場合は、ボーナス払いの分を含めた６か月単位の元金）が必要になります。

※　「住・My Note」は、グリーン Web 申込サービスの ID およびパスワードでログインし、ご利用いただくことができます。

5　融資住宅および土地の売却に伴う税金

- ● 融資住宅および土地を売却する場合、売却代金が当該住宅等の当初取得価格を上回ったときは、売却益分について、譲渡所得が発生し、所得税等が課税される可能性があります。詳しくは、税務署や税理士にご相談ください。

詳しくは、機構ホームページまたは右記の二次元バーコードからご確認ください。

また、ご不明な点は取扱金融機関にお問合せください。

なお、返済の途中に事情が変わった場合（月々の返済でお困りになるような場合等）は、取扱金融機関または機構支店等に早めにご相談ください。

債権の信託について

（証券化による資金調達について）

機構は保有する債権を信託し、これを裏付けとした証券を発行して、融資する資金の一部を調達することとしています。

（取扱いについて）

お客さまに対する債権の信託を行った場合であっても、契約で定められた条件に変更はなく、引き続き取扱金融機関および機構が責任を持って行いますので、毎月の返済その他一切の取扱いにおいて変更はございません。

なお、債権を信託する場合または信託を解除する場合は、その旨の通知は行いませんので、あらかじめご了承願います。

＜プライバシーポリシー（個人情報保護方針抜粋）＞

機構は、高度情報通信社会における個人情報の保護および適切な管理の重要性を深く認識し、保有する個人情報を適切に取り扱うこととし、個人情報の保護に関する法令その他の諸規範を遵守するとともに、以下に掲げる方針に従い、個人の権利利益の保護のために誠実かつ積極的に取り組みます。

１　個人情報の適正取得

機構は、氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、資産、年収、勤務先、家族構成、健康状態、金融機関からの借入れ状況その他のお客さまに関する個人情報を、偽りその他不正な手段によることなく適正に取得します。

２　個人情報の利用目的

機構は、保有する個人情報を、借入申込時にグリーンWeb申込サービスにおいて同意していただく「個人情報の取扱いに関する同意」に記載する利用目的または取得の際に示した利用目的の範囲内で、かつ、業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。

３　安全管理措置

機構は、保有する個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。

機構は、役員および職員（再雇用職員、嘱託職員、臨時職員および派遣職員を含みます。以下同じ。）に対し個人情報の安全管理に関する研修を実施し、日常の業務において個人情報を適切に取り扱うことを徹底します。

機構は、個人情報の保護に関する諸規定を整備し、それを遵守するとともに、継続して当該諸規定を見直し、改善します。

４　役員および職員の義務

次の(1)および(2)に掲げる者は、機構の業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用しません。

(1) 機構の役員および職員またはこれらの職にあった者

(2) 機構から個人情報を取り扱う業務の委託（２以上の段階にわたる委託を含みます。）を受け、その委託業務に従事している者または従事していた者

５　委託先の選定および監督

機構は、個人情報を取り扱う業務の全部または一部を委託する場合は、委託先において個人情報の安全管理措置および体制の整備が図られていることを判断するため委託先の選定基準を策定し、当該基準を満たしている者に対してのみ委託するものとします。また、機構は、個人情報の安全管理措置等を徹底することを委託契約に明記するとともに、委託先を監督し、委託契約の内容が遵守されているかを定期的に確認します。

６　個人情報の第三者への提供の制限

機構は、次の(1)から(6)までのいずれかに該当する場合を除き、お客さまから取得した個人情報を第三者に提供することはありません。

(1) 法令に基づく場合で必要と判断されるとき。

(2) お客さまの同意があるときまたはお客さまに提供するとき。

(3) 行政機関、他の独立行政法人等、地方公共団体または地方独立行政法人に保有する個人情報を提供する場合において、個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務または業務の遂行に必要な限度で提供した個人情報を利用し、かつ、利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 専ら統計の作成または学術研究の目的のために必要と判断されるとき。

(5) 明らかにお客さまの利益になると判断されるとき。

(6) その他保有する個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

ただし、機構は借入申込時にグリーンWeb申込サービスにおいて同意していただく「個人情報の取扱いに関する同意」に記載する第三者に対して業務の遂行上保有する個人情報を提供することがあります。提供に当たっては、当該第三者に対し、提供した個人情報の利用の目的および方法を制限し、個人情報の安全管理措置を講ずることを求めます。

また、機構が業務の遂行上経常的に提供する個人情報の内容、提供先の第三者における個人情報の利用目的等を、機構のホームページ上に公表します。

７　個人情報ファイル簿の作成および公表

機構が保有している個人情報ファイルについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定により、個人情報ファイル簿を作成し、機構ホームページ上および９のお問合せ窓口において公表します。

８　個人情報の開示、訂正および利用停止

機構が保有する個人情報について、開示、訂正および利用停止の請求があった場合は、請求者がお客さま本人であることを確認した上で、特別な理由のない限り速やかに対応します。請求の手続および開示に係る手数料の額は、機構ホームページ上に公表します。

９　お問合せ窓口（個人情報保護窓口）

(1) 機構の店頭　https://www.jhf.go.jp/privacy/contact.html

(2) 機構ホームページ　https://www.jhf.go.jp/

第13号書式

記入日　　年　　月　　日

親族居住に関する申出書（グリーンリフォームローン用）

独立行政法人住宅金融支援機構　殿

申込本人（氏名）
（自署）

私（申込本人をいいます。）は、下記の親族が居住の用に供するための住宅のリフォームに係る所要資金の借入れに際し、下記のとおり申し出ます。

融資住宅に入居する方	氏名	フリガナ （姓）　（名）	国籍	日本　外国	入居予定	人	年齢	歳
			生年月日	大正　昭和 平成　令和	年　月　日			
	現住所	フリガナ （〒　－　）　TEL（　）－（　）－（　）			現在ご返済中の機構（旧公庫）融資の有無	①有り ②無し		
					返済中の取扱金融機関			
					支店名（			
	申込本人との関係	①父　②母　③祖父　④祖母　⑤子　⑥孫　⑦その他（　）						

金融機関使用欄	

（2023年４月）

空　白

（参考書式第４の１の１号）

【転・就職した方、産休・育休・介護休の方、病休期間が終了した方又は海外勤務から国内勤務に復帰した方用】

（当該書式は、適宜変更してご利用ください。）

給　与　証　明　書

（金融機関名）

御中

＜産前産後休業・育児休業・介護休業の方の場合＞
復職前に融資金を受け取った場合、復職前であっても借入れの返済が開始されることについて同意します。

氏　　名	
現　住　所	

□	転職又は就職した方	【就職年月日】	年　月　日
□	産前産後休業の方	【産休期間】	年　月　日 ～　年　月　日
□	育児休業の方	【育休期間】	年　月　日 ～　年　月　日
□	介護休業の方	【休業期間】	年　月　日 ～　年　月　日
□	病休期間が終了した方	【勤務開始年月日】	年　月　日
□	海外勤務から国内勤務に復帰した方	【国内勤務復帰年月日】	年　月　日

給与算定期間	毎月分	日～　日 ［支給日：当月 / 翌月 日］	ﾎﾞｰﾅｽ分	［　月支給分］　月　日～　月　日 ［　月支給分］　月　日～　月　日 ［　月支給分］　月　日～　月　日

＿＿＿年の給与支給額 （通勤手当等の課税されないものを除いて記入してください。）		＿＿＿年の給与支給額 （通勤手当等の課税されないものを除いて記入してください。）	
１月　支給分	円	１月　支給分	円
２月　支給分	円	２月　支給分	円
３月　支給分	円	３月　支給分	円
４月　支給分	円	４月　支給分	円
５月　支給分	円	５月　支給分	円
６月　支給分	円	６月　支給分	円
７月　支給分	円	７月　支給分	円
８月　支給分	円	８月　支給分	円
９月　支給分	円	９月　支給分	円
10月　支給分	円	10月　支給分	円
11月　支給分	円	11月　支給分	円
12月　支給分	円	12月　支給分	円
ボーナス支給分 （　月　日支給分）	円	ボーナス支給分 （　月　日支給分）	円
ボーナス支給分 （　月　日支給分）	円	ボーナス支給分 （　月　日支給分）	円
ボーナス支給分 （　月　日支給分）	円	ボーナス支給分 （　月　日支給分）	円
合　計　支　給　額	円	合　計　支　給　額	円

上記のとおりであることを証明します。

作成日　　年　月　日

住所（所在地）　　電話

名称　　担当者氏名

代表者氏名　　印

（注１）給与支給額記入欄には、支給日を基準としてご記入ください。

（注２）この記載内容について発行元に確認させていただいたり、証明資料の提出をお願いすることがあります。

（注３）給与証明書は、事業所の責任者が発行するものでも構いません。

2024年４月

空　白

MEMO

住まいのしあわせを、ともにつくる。
住宅金融支援機構

リフォームに省エネという選択
グリーン
リフォームローン

⚠ **【グリーンリフォームローン】は、住宅金融支援機構とリフォーム事業者が提携して提供するものではありません。**

お問合せ先

住宅金融支援機構　お客さまコールセンター

0120 - 0860 - 35（通話無料）

受付時間：9:00～17:00（祝日および年末年始を除きます。）

※　国際電話等でご利用いただけない場合は、次の番号におかけください。
　　電話：048-615-0420（通話料金がかかります。）

※　電話相談は、土曜日および日曜日も実施します。

住宅金融支援機構　ホームページ

グリーンリフォームローン

トップページ

www.jhf.go.jp

【グリーンリフォームローン】

【グリーンリフォームローン】
技術基準・物件検査のご案内